

会

議

午前10時 0分開議

○議長（小泉孝敬君） おはようございます。

開会前ではありますが、御報告申し上げます。

今定例会におきまして、追加議案として提出されました議第72号 令和元年度下田市一般会計補正予算（第4号）が9月13日に可決されました。また、会議規則第43条の規定により、議第72号と議第63号の間で条項、字句、数字その他の整理について、議長に委任することについてお諮りし、御異議がないものと決しております。

整理の結果、議第63号 令和元年度下田市一般会計補正予算（第3号）を議第63号 令和元年度下田市一般会計補正予算（第4号）とし、議第72号 令和元年度下田市一般会計補正予算（第4号）を議第72号 令和元年度下田市一般会計補正予算（第3号）としたほか、所要の整理をいたしましたので、御報告いたします。

整理した箇所につきましては、お手元の議案及び説明資料で、二重線の見え消しで表記してございます。

それでは、会議ですが、出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。直ちに本日の会議を開きます。

◎議第58号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（小泉孝敬君） 日程により、議第58号 子ども・子育て支援法等の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 仁君） おはようございます。

それでは、議第58号 子ども・子育て支援法等の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について御説明をさせていただきます。

議案件名簿の14ページ、議案のかがみをお開きください。

子ども・子育て支援法等の改正に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙15ページから27ページのとおり制定するものでございます。

提案理由でございますが、子ども・子育て支援法等の改正に伴い、所要の改正を行うもの

でございます。

お手数でございますが、条例改正等説明資料の14ページを御覧ください。

まず、1の改正趣旨でございます。

令和元年10月1日より国の施策として実施される幼児教育・保育の無償化のため、10月1日から施行されます子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、無償化に関連する条例の5本を、本条例により5条建てとして、一括して改正を行うものでございます。

それでは、まず先に、当市の幼児教育・保育の無償化について御説明をさせていただきます。

資料の16ページをお願いいたします。

こちらの図でございますけれども、上段が現行、下段が改正後の図でございます。

改正後につきましては、1号認定、幼稚園でございますが、2号認定につきましては保育所の3歳から5歳児の保育料、こちらが無償となります。3号認定でございますけれども、保育所の0歳から2歳児の非課税世帯の保育料が無償となるものでございます。

また、先日の全員協議会でも説明させていただきましたけれども、実費として徴収されております通園の送迎費、食材料費、行事費などは無償化の対象外でございます。

食材料費につきましては、現行では、1号認定、幼稚園でございますが、給食費として月額3,800円を徴収してございます。2号認定、保育所の3歳から5歳児でございますけれども、月額4,500円を保育料に含んで徴収しておりますけれども、無償化に伴い、別途負担していただくこととなります。

1号認定、2号認定とも負担していただく食材費は副食費、おかず類の部分のみで、ご飯、パン、麺等の主食費につきましては制度上、保護者負担となっておりますが、当市では民間保育所を含め市で負担しており、無償化後も変更はございません。

給食費の関係でございますが、2号認定につきましては、国で示された月額4,500円を1,000円減額いたしまして、3,500円を徴収することといたしまして、1号認定につきましても、現在の3,800円から1,000円減額し、2,800円を徴収いたします。3号認定につきましては、現行制度と変更はございませんで、保育料に食材費が含まれている形でございます。

なお、国の副食費の免除の制度につきましては、3歳から5歳児の年収360万円未満相当世帯の子供、それから第3子以降の子供に係る副食費は無償となります。

国の制度におきましては、年収360万円以上相当の世帯、こちらの第3子以降の算定基準ということでございますが、第1子のカウントの仕方が、1号認定につきましては、幼稚園

ですが、小学校の3年生以下で、2号認定、保育園の場合は小学校の就学前からと、こういう形になってございます。

当市におきましては、保育料の独自軽減と同様に、子供が3人以上の多子世帯につきましては、所得、第1子の年齢にかかわらず、第2子を半額、第3子を無償としております。

大変恐縮ですが、14ページにお戻りいただけますでしょうか。

続きまして、第2といたしまして、条例改正の概要でございます。

まず、(1)といたしまして、第1条の改正でございますが、下田市立認定こども園条例の一部改正でございます。子ども・子育て支援法の改正に伴いまして、「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める等の用語の整理を行うほか、幼児教育・保育の無償化に伴い、第7条第1項に定める保育料の徴収について、満3歳未満保育認定子どもに係るもののみと規定するものでございます。

第2条の改正は、下田市立幼稚園条例の一部改正で、第1条と同様に、「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める等の用語の整理を行うほか、保育料等の無償化に伴い、幼稚園児全ての保育料が無償となることから、保育料の徴収についての条項を削除するものでございます。

第3条の改正は、下田市立保育所条例の一部改正で、第1条と同様に、「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める等の用語の整理を行うほか、保育料等の無償化に伴い、第7条第1項に定める保育料の徴収について、満3歳未満保育認定子どもに係るもののみと規定し、これまで保育料に含まれていた食材料費、給食費でございますが、別途徴収することとなることから、「食事の提供に要する費用」を第7条第2項に加えるものでございます。

第4条の改正は、下田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正で、5月31日に内閣府令7号及び8号として、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準、こちらは以下「確認基準」と申し上げますが、こちらが改正されたことに伴う改正を行うものでございます。

子ども・子育て支援法に基づきまして、市町村は、内閣府令で定める基準に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の基準を条例で定めることとされております。

15ページをちょっと御覧いただきたいと思っておりますけれども、用語の関係でございます。

中段に用語等解説がございますが、特定教育・保育施設につきましては、こちらに記載のとおり、幼稚園、認定こども園、保育所のことを申します。

次に、特定地域型保育事業、2番にございますが、こちらは、同じく記載のとおり、家庭

的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業をいいますが、これらの施設につきましては、現在、市内にはございません。

14ページにお戻りいただきたいと思えます。

まず、内閣府令7号の改正につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準、こちらのほうは「認可基準」と申し上げますが、そちらについて、家庭的保育事業者等の連携施設の確保についての規定が定められたことを受け、確認基準についても整合させるための改正が行われたものでございます。

15ページをお願いいたします。

家庭的保育事業等とは、用語等解説に記載のとおりでございますが、家庭的保育事業、こちらは定員が1人から5人、小規模保育事業、定員が6人から19人、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業で、対象については、0歳から2歳児までを保育する事業でございます。

認可基準で規定する「家庭的保育事業」と確認基準で規定する「特定地域型保育事業」、こちらにつきましては同義でありまして、事業認可を受けました家庭的保育事業者等が子ども・子育て支援法の支給事業対象者となるために同法の確認を受けるという関係であるため、両基準を整合させる必要があることから、下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例と同様に、本条例において連携施設の確保についての規定等の整備を行うものでございます。

続きまして、内閣府令第8号の改正につきましては、幼児教育・保育の無償化に伴う改正でございまして、「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める等の用語の整理と、無償化に伴う食事の提供に要する費用の取り扱いの変更となります。

恐れ入りますが、資料17ページをちょっと御覧いただきたいと思えます。

こちらは、副食費の免除対象者の考え方ということでございます。

基本的な考えといたしまして、各施設は、運営に関する基準第13条第4項第3号に基づきまして、1号・2号認定子どもの徴収免除対象者、こちらが低所得世帯、それから第3子以降、こちらの副食費、それと第3号認定子どもの給食費を除いて、保護者から受領することができるかとされているものでございます。

資料15ページにお戻りいただきたいと思えます。

第5条の改正は、下田市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正するもので、この条例におきまして当市の幼稚園、保育所の保育料を定めているものでございます。

内容につきましては、「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める等の用語の整理を行うほか、満3歳以上教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者及び満3歳未満保育認定子どもに係る市町村民税非課税世帯である教育・保育給付認定保護者について、利用者負担額を0とするものでございます。

それでは、18ページから58ページが新旧対照表でございます。左側が改正前、右側が改正後で、アンダーラインの箇所が今回改正する部分でございます。

それでは、まず第1条、下田市立認定こども園条例の一部改正でございますけれども、第5条、第6条、第7条第2項におきまして用語の改正、第7条第1項で、保育料の徴収について、満3歳未満保育認定子どもに係るもののみと規定するものでございます。

次に、第2条、下田市立幼稚園条例の一部改正で、第5条及び第6条で用語の改正、19ページをお願いいたします、第7条、第8条及び第9条は、無償化に伴い、「保育料等」をそれぞれ「教材費等」に改めるものでございます。

第3条、下田市立保育所条例の一部改正でございます。第5条及び第6条は用語の改正、第7条の第1項で、保育料の徴収について、満3歳未満保育認定子どもに係るもののみと規定し、同条第2項は、用語を改正するとともに、徴収できる費用に「食事の提供に要する費用」を加えるものでございます。

第4条、下田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正でございますが、こちらにつきましては、ちょっと要点のみを説明させていただきたいと思っております。

22ページをお願いいたします。

第3条の一般原則でございます。第3条第1項中「かつ適切な」を「かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された」に改めるもので、こちらにつきましては、改正子ども・子育て支援法の基本理念を規定するものでございます。

26ページをお願いいたします。

第13条第4項第3号でございますが、こちらは保護者から受け取ることができる食事の提供に要する費用の免除規定で、改正前は2号認定子どもの主食の提供に係る費用に限っていたものを、改正後につきましては、アで年収約360万円未満相当世帯の子どもの副食費、イで年収約360万円以上相当世帯の第3子以降の子どもの副食費、ウで満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供を規定いたしまして、これら以外の保護者から受け取ることができることとしたものでございます。

35ページをお願いいたします。

第42条でございますが、こちらは特定地域型保育事業と特定教育・保育施設の連携に係る規定でございます。

冒頭申し上げましたように、認可基準で規定いたします「家庭的保育事業」と確認基準で規定いたします「特定地域型保育事業」は同義でございます。事業認可を受けた家庭的保育事業者等が子ども・子育て支援法の支給事業対象者となるために同法の確認を受けるという関係であるため、両基準を整合させるものでございます。

3月定例会におきましても、下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を可決いただきまして、今議会におきましても、議第59号で同条例を審議いただくこととしておりますが、これらの改正に沿った改正とするものでございます。

まず、特定地域型保育事業者につきましては、小規模な事業所であることから、様々な指導、助言を受けること。また、保育の対象が0歳、2歳ということもございまして、子供が3歳になったときの卒園後の受け皿。職員の急な欠員による代替保育につきまして、幼稚園、保育所、認定こども園を連携施設として確保しなければならなかったものでございます。

36ページの第2項をちょっと御覧いただきたいと思いますが、連携施設の確保が困難な場合、代替保育については、幼稚園、保育所、認定こども園に限らず、一定の要件の下で小規模な事業所を連携施設とすることができるとしたものでございます。

第2項といたしまして、「代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合」につきましては、必ずしも保育所等ではなく、37ページをちょっと御覧いただきたいと思いますが、第3項第1号の「当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合」は「小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者」、同項第2号の「事業実施場所において代替保育が提供される場合」は「事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者」であれば、代替保育に関し、連携施設にかえることができる旨の規定を加え、なお、その際には、36ページにちょっとお戻りいただきたいと思いますが、第2項の第1号で両者間での役割分担、責任の所在の明確化、同項第2号で連携協力を行う者の本来の業務の遂行への支障が生じないための措置が講じられていることを必要とするとしたものでございます。

こちらにつきましては、3月定例会で可決いただきました家庭的保育の条例と同様の内容

でございます。

続きまして、第4項でございますが、こちらも、卒園後の受け皿の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合については、必ずしも保育所等ではなく、第5項において、定員20人以上であって、市長が適当と認める認可外保育施設であれば、卒園後の受け皿として連携施設にかえることができる旨の規定を加え、38ページでございますが、第8項におきまして、満3歳以上児を受け入れている定員20以上の事業所内保育事業所で、市長が適当と認めた施設については、連携施設を確保することを免除するとしたものでございます。

飛びますが、46ページをお願いいたします。

附則の第4条でございますが、連携施設の確保についての経過措置の延長で、第42条第8項で確保義務が免除されております特例保育所型事業所内保育事業者を除いて、連携施設を確保しないことができる経過措置を5年から10年に延長するものでございます。

こちらの部分が、この後で御審議いただきます議第58号の改正内容と一部同様となっているものでございます。

続きまして、第5条、下田市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部改正でございます。

従前は、第2条に別表第1といたしまして1号認定利用者負担額、別表第2といたしまして2号及び3号認定の利用者負担額を規定してございましたが、無償化に伴いまして、3号認定利用者の負担額のみを規定する別表に改正してございます。

47ページをお願いいたします。

第2条第1項1号アにおきまして、1号認定、幼稚園児の保育料を0といたしまして、イにおいて、2号認定、保育園児の3歳児から5歳児について0としております。ただし、満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもは除くこととしております。こちらについて、次号において「特定満3歳以上保育認定子ども」といいます。具体的に申し上げますと、保育園児の無償化につきましては、満3歳になった日からではなくて、4月1日以降、いわゆる3歳児クラスになったときから無償化となるというものでございます。

第2号では、3号認定、保育園児の0歳から2歳児、こちらには先ほどの特定満3歳以上保育認定子どもを含むものでございますが、こちらの利用者負担額を規定しているものでございます。

ちょっと54ページをお願いしたいと思います。

54ページ、こちらの表が、改正前の2号、3号の利用者負担額でございます。

改正前は、保育標準時間、こちらは11時間、それから保育の短時間、8時間でございますが、それぞれ階層別に3歳未満児、3歳児、4歳児以上に負担額を規定してございました。また、第2階層の非課税世帯からも、3歳未満児につきましては4,500円を徴収していたものでございます。

お手数ですが、47ページにお戻りいただきたいと思っております。

改正後の別表につきましては、対象が3歳未満児のため、保育標準時間、保育短時間といったしまして、第2階層についての利用者負担額を0円に改正したものでございます。

階層区分、その他の利用者負担額につきましては、変更はございません。

免除規定につきましても変更はなく、また、当市の独自軽減の措置でございます、子供が3人以上いる世帯につきましては、年収、第1子の年齢にかかわらず、第2子半額、第3子以降無料の制度についても変更はないものでございます。

お手数でございますが、議案件名簿の27ページにお戻りいただきたいと思っております。

附則でございます。

第1項でございますが、この条例は、公布の日から施行し、改正後のそれぞれの条例の規定は、令和元年10月1日から適用するものでございます。

第2項につきましては、第5条の規定による改正後の下田市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる教育・保育に関する利用者負担額について適用し、同日前に行われた教育・保育に関する利用者負担額については、なお従前の例によるものとしてございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、子ども・子育て支援法等の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小泉孝敬君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 5つにわたる条例の改正を一本にまとめるということで、大変複雑になっていまして、理解がしにくいものですから、よろしくお願いをしたいと思います。

それで、参考資料のほうの16ページの幼児教育・保育の無償化に係る条例改正（イメージ図）というのを図示してくださっておりますので、これで質問をしたいと思います。

国のほうは、0歳から2歳については非課税世帯以外は無料にしないんだと、こういうことで、順当にしていようかと思いますが、全国的にはこれを機会に0歳から2歳までも無料にする自治体も少なからずあるのではないかと思います、県下の実態、全国の実態はどうなっているのかという点をまず1点お尋ねをしたいと思います。

それから、給食費は基本的に、主食は無料であるけれども、副食費は出していただくんだと。国の基準が4,500円だから、実質徴収は2,800円。3,800円を1,000円減額して2,800円、2号認定も同様に1,000円減額すると。この1,000円減額する理由とは何かと。これが0になぜならないのかと、あるいは2,000円ではいけないのかと。なぜ1,000円なのかと。金額が明記されていますので、そこら辺はどういうことなのかお尋ねをしたいと思います。

それから、送迎費等については無償化の対象に入らないんだと、こういうことでございますが、これらも含めて、恐らくこの送迎費も、認定こども園等々を含めて、この下田の実態からいっても、この送迎費の無償化ということもあわせて検討すべきではないかと私は思うわけでありまして。実態的に送迎費がどのぐらい、この新しい制度ができたときに必要に父母は払うようになるのかという点と、結局、消費税を10%にするに当たって、幼児教育等の無償化とは言いながら、内容は非常に複雑で、無償でない部分が多く出てきているのではないかと思うわけです。教材費等は従来も払っていただいているので、今回も払うんですよと、こういう論理かと思うんですけれども、そういうことなのかと。教材費が無償にならない理由とは何かと。

それから、現在のこの認定こども園、あるいは幼稚園における教材費というのはどのぐらいかかっているのかと、あるいは保育所の教材費というのはどのぐらいかかっているのか、あわせてデータがあれば御報告をいただきたいと思えます。

それから、多くの改正を含んでおります内容の1条、3条になりますか。4条ですね。下田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例だと。これに該当する実態は下田市にはないと、こういうことだったかと思うんですが、そうしますと、ないということですから、イメージもよくわかりにくくて、特定保育所が何で代替の施設を持たなければならないのかというのがちょっと理解がよくわからないものですから、もう一度その御説明をいただきたいと思えます。

それから、さらに、5つの部分を改正するということですので、そこら辺の関連があれば、あわせて御説明いただくと、なおありがたいと思えます。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 仁君） 最初に、0から2歳児の非課税世帯のみ無償化というようにことで、残りの方々は有償というように御質問でございます。

下田市の場合、無償化以前にも独自軽減というのをやってございまして、先ほどもちょっと御説明させていただきましたけれども、子供が3人以上いる世帯の要は第2子半額、第3子は無償。これが国の制度で申し上げますと、幼稚園につきましては第1子のカウントが小学校3年生、保育所につきましては第1子のカウントが小学校就学前というようにございまして、下田市の場合はその辺の年収であるとか、第1子の年齢とか、その辺を取っ払いて、取っ払い、言い方が悪いですね、それを外しまして、一番上のお子さんが何歳でも、3番目の子は無償というように制度をやってきたというようにございまして。

こちらにつきましても、今回、国のほうからこういう無償化の案が出てきたというところございまして、特段、市におきましても、やはり財源的な部分、国からいただける財源的な部分がない。やはり0から2歳の部分、非常に経費もかかっている部分でございますので、全額無償は難しいというところでございます。

すみません、県内の状況であったり、全国の実態につきましても、ちょっと明確な資料はございませんけれども、近隣で0～2歳を無償化したというようにお話は、もしかしたら、ちょっとこれはわかりませんが、一部あるのかなというところがございますが、多くの自治体については有償で行っているというところがございます。

それから、給食費の減額、何で1,000円なのというようにお話をいただいておりますけれども、給食費につきましても、現在、子供たち、1食当たり約240円の給食費をいただいているというところがございます。こちらは、やはり保育所と幼稚園は給食の回数が違いますので、どちらも1食分100円程度減額して、1食単価140円程度を保護者からいただくということで、1,000円ずつ減額をしたというようにございまして。

それから、送迎費であったり、行事費、教材費、無償化の対象外というようにございまして。

送迎費につきましても、やはり受益者の方、保護者の方に負担していただいている。ちなみに認定こども園では、バス往復3,000円、片道1,500円、兄弟割引で2番目1,500円、3人目0円というようにございまして、やはり保護者の方は、独自に送っていただける方もございまして、そちらとの不公平感を勘案いたしまして、こちらについては設置当時から有償で行っているというところがございます。

それからあと、すみません、教材費の関係につきましては資料を持ち合わせておりません。申し訳ございません。

それから、特定保育施設の関係で、なぜ連携施設を持たなければならないのかというようなところがございますけれども、特定保育施設につきましては、ちょっと冒頭も申し上げましたとおり、小規模な事業所になります。認可保育所が20人からの定員というようなことでございまして、こちらの特定保育施設につきましては19人までの定員となっております。それから、受け入れも0から2歳がほとんど。中には一部、3歳以上児を受けるところもございますけれども、そういった中で、やはり指導、助言を受けたり、職員の急な欠員によって代替の保育が必要になったり、それから、0から2歳のお子さんだけなので、そのお子さんが卒園したときに、3歳児になったときから受け入れてくれる保育所、認定こども園、幼稚園を連携施設として確保しなければならなかったという規定でございまして。そちらの規定が緩和されまして、その置かなくてもいい、確保しなくてもいい期間も、5年間からさらに5年延長して、10年になったというようなところがございます。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） ありがとうございます。

もう一点だけ、言い忘れましたが、病児保育をメディカルでやっていますけれども、病児保育とこの条例の関連というのはございますか、ありませんか、お尋ねしたいと思います。

○議長（小泉孝敬君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 仁君） 現在、下田メディカルセンターで、かるがも保育園とって、病児保育事業を行ってございます。そちらにつきましては、やはり保育の必要が認定されるということが必要になります。ですから、本来であれば保育所へ入りたいんだけど入れない。そのために、おうちで保育をしている子供が病気になった場合には、こちらについても無償化になるという流れになります。

ですから、現在の下田市におきましては、待機児童等はございませんので、そういった方は余り想定できないのかなというところがございます。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第58号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

◎議第59号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（小泉孝敬君） 次は、日程により、議第59号 下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 仁君） それでは、続きまして、議第59号 下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明をさせていただきます。

議案件名簿の28ページ、議案のかがみをお開きください。

下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙29ページから30ページのとおり制定するものでございます。

提案理由でございますが、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

お手数でございますが、条例改正等説明資料の59ページをお願いいたします。

こちらは議案の概要でございます。

まず、市町村につきましては、児童福祉法第34条の16の規定に基づきまして、家庭的保育事業等の設備及び運営について、厚生労働省令で定める基準をもとに、条例で基準を定めなければならないものとされておりました、本条例の基準となる家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が平成31年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、省令と同様の措置を講ずる必要があるために、本条例の一部を改正するものでございます。

家庭的保育事業につきましては、平成27年度に子ども・子育て支援新制度が始まりまして、待機児童の解消に向けまして、大規模な保育所施設の整備だけでなく、比較的小さな保育所施設の整備についても自治体の認可事業として位置づけることが可能となったというものでございまして、先ほども説明させていただきましたとおり、家庭的保育事業等につきましては、定員6人から19人までの小規模保育所、また、企業が労働力確保のために行う事業所内保育所、また、自宅で1人から5人までの子供を預かる家庭内保育事業といったものがござ

います。

現在、下田市につきましては、先ほども申し上げて、くどいようでございますが、これらの家庭的保育事業等はございません。

次に、改正の内容でございます。改正の内容は2点でございます。

まず、1点目でございます。連携施設に関する経過措置の延長等ございまして、こちらは先ほど議第58号の特定地域型保育事業の基準の改正内容と同様でございます。

家庭的保育事業等、居宅訪問型保育事業者を除きますが、保育内容の充実、代替保育の提供、卒園後の受け皿について、連携協力を行う保育所、幼稚園または認定こども園を連携施設として確保することとされておりますが、連携施設の確保が著しく困難と市町村が認めるときは、子ども・子育て新制度の施行、こちらは平成27年4月1日でございますが、そこから5年を経過するまでの間、経過措置期間と申し上げますが、確保しなくてもよいとされていたものでございます。

今回の改正では、この経過措置期間を5年から10年間に延長するもので、また、定員20人以上であって、市長が適当と認める認可外保育施設を卒園後の受け皿の連携先として位置づけるとともに、定員20人以上の事業所内保育事業につきましては、市長が適当と認める場合は、卒園後の受け皿の確保を不要とすることを追加するものでございます。

2点目は、食事の提供に係る経過措置の延長でございます。

家庭的保育事業等、居宅訪問型保育事業者を除きますけれども、こちらにおけます食事の提供につきましては、自園調理を基本とした上で連携施設等からの外部搬入を認めております。また、子ども・子育て新制度の施行前から家庭的保育事業を行う事業者につきましては、同制度の施行から5年間を経過するまでの間、こちらの家庭的保育者の居宅で家庭的保育事業を行う場合は10年に前回延長させていただいておりますが、5年間を経過するまでの間は、自園調理、外部搬入でなくてもよいこととされております。

今回の改正では、家庭的保育事業者の居宅以外の場所における家庭的保育事業につきましても、上記の経過措置を5年間から10年間に延長する緩和措置を行うものでございます。

続きまして、60ページから62ページの新旧対照表をお願いいたします。

左側が改正前、右側が改正後、アンダーラインの箇所が今回改正をさせていただく部分でございます。

まず、第6条は、保育所との連携を規定するものでございまして、第2項中「適用しないこと」の次に「とすること」を加えます。こちらは、基準省令の規定と合わせたものでござ

います。

続きまして、第4項、第5項を加えまして、第4項で、卒園後の受け皿の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合については、必ずしも保育所等ではなく、第5項におきまして、定員20人以上であって、市長が適当と認める認可外保育施設であれば、卒園後の受け皿として連携施設にかえることができるとしたものでございます。

61ページをお願いいたします。

第16条につきましては、食事の提供の特例を規定したものでございまして、第2項第4号中「乳幼児の食事」を「利用乳幼児の食事」に改め、「附則第2条第2項において同じ」を削るものでございます。こちらの削る規定につきましては、附則第2条第2項の経過措置の対象に家庭的保育者の居宅以外で保育を提供している家庭的保育事業を加えるため、こちらの規定が不要となるものでございます。

第23条につきましては、法改正による号ずれ。

第45条でございますが、連携施設に関する特例を定めた規定でございまして、第2項といたしまして、満3歳以上児を受け入れている定員20人以上の事業所内保育事業所で、市長が適当と認めた施設については、連携施設を確保することを免除することを追加したものでございます。

62ページをお願いいたします。

附則の第2条でございますが、食事の提供の経過措置を定めたものでございます。

第2条第2項中「後に」を「以後に」に改めまして、「（第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）」を削り、同項中「第3条第1項に規定する」及び「同項に規定する」を削るもので、括弧書きを削る改正につきましては、これまで家庭的保育事業のうち、家庭的保育者の居宅において行われるもののみを対象としていたものを、家庭的保育者の居宅以外で保育を提供している家庭的保育事業全般を対象とするものでございます。

附則第3条は、連携施設に関する経過措置を定めたものでございます。家庭的保育事業者等の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、それから、「5年」を「10年」に改めるもので、括弧書きの追加につきましては、第45条第2項で確保義務が免除されております特例保育所型事業所内保育事業者を除くもので、また、連携施設を確保しないことができる経過措置を5年から10年に延長するものでございます。

お手数ですが、議案件名簿の30ページにお戻りいただきまして、附則でございますが、こ

の条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小泉孝敬君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第59号議案は、総務文教委員会に付託します。

◎議第60号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（小泉孝敬君） 次は、日程により、議第60号 下田市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

市民保健課長。

○市民保健課長（井上 均君） 議第60号 下田市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案件名簿の31ページをお開きください。

下田市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙32ページのとおり制定するもので、内容につきましては、後ほど条例改正関係等説明資料にて御説明申し上げます。

提案理由でございますが、住民基本台帳法施行令の改正に伴い、所要の改正を行うためでございます。

社会において旧姓こと旧氏を使用しながら活動する女性が増加している中、様々な活動の場面で旧氏を使用しやすくなるようにと、閣議決定等を踏まえ、住民基本台帳法施行令等の一部改正が行われ、令和元年11月5日から、氏に変更があった者の旧氏を住民票や個人番号カードへ記載する取り扱いが開始されることとなりました。これに伴い、印鑑登録証明事務処理要領の通知の一部改正も行われ、住民票に旧氏の併記を求めた者の旧氏での印鑑登録や、印鑑登録証明書に旧氏を併記する必要が生じ、今回、本条例を改正するものでございます。

あわせて、総務省は、印鑑登録証明書発行の際、性別を明記しなくても差し支えないと全国の自治体に通知したことにより、本市でも、今回の旧氏対応の改正にあわせ、性的マ

イノリティへの配慮の一環として、男女別欄を削除するものでございます。

お手数ですが、条例改正関係等説明資料の63ページをお開き願います。

新旧対照表でございますが、左側が改正前、右側が改正後で、アンダーラインを引いてある部分が今回改正部分です。

第2条、登録資格の改正は、条文整備で、1項中「の住民基本台帳」を「が備える住民基本台帳」に改める旨を規定するもの。

第4条、印鑑の登録の改正は、旧氏での印鑑登録を可能とするもので、第4項第4号中の氏名括弧書き「(外国人住民(」を「(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民(」に、「住民基本台帳法施行令第30条の26第1項」を「令第30条の16第1項に」、「、氏名」を「氏名」に改め、「及び」の次に「当該」を加え、同条第5項中の磁気ディスク括弧書きを削る旨を規定するものでございます。

続きまして、64ページをお開き願います。

第5条、印鑑登録の改正は、旧氏での印鑑証明を可能とするもので、第2項第1号中「氏、名」の次に「、旧氏」を、「通称又は氏名」の次に「、旧氏」を加える旨を規定するものでございます。

第13条、印鑑登録の抹消の改正も、旧氏での抹消を可能とするもので、第1項第3号中「氏名の変更」を「氏名、氏(氏に変更があった者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。)又は名」に改め、「)」の次に「を変更すること」を加える旨を規定するものでございます。

第14条、印鑑登録証明書の改正は、旧氏記載及び性別欄の削除をするもので、第1項第2号中「外国人住民」を「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民」に、「、氏名」を「氏名」に改め、「及び」の次に「当該」を加え、同項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする旨を規定するものでございます。

議案件名簿の32ページにお戻りいただきまして、附則でございますが、この条例は、住民基本台帳法施行令に準じ、令和元年11月5日から施行するものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第60号 下田市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小泉孝敬君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第60号議案は、産業厚生委員会に付託します。

◎議第61号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（小泉孝敬君） 次は、日程により、議第61号 下田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（日吉由起美君） それでは、議第61号 下田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の33ページをお開き願います。

33ページは議案のかがみでございまして、下田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例を別紙34ページのとおり改正させていただくものでございます。

提案理由でございしますが、公職選挙法施行令の改正に伴い、所要の改正を行うためでございます。

条例改正につきましては、議案件名簿34ページの改正文のとおりでございしますが、具体的には条例改正関係等説明資料により御説明申し上げますので、お手数ですが、説明資料の66ページをお開き願います。

別表は、区分に応じて報酬の額を定めるものですが、選挙長等の選挙関係者の報酬欄において、「の投票立会人及び期日前投票所の投票立会人」を「又は期日前投票所の投票管理者又は投票立会人」に改め、「交替する場合は、当該額を」の次に「、投票管理者は職務時間に、投票立会人は」を加えるものでございます。

今回の公職選挙法施行令の改正は、有権者の投票環境の向上等を図ることを目的に行われたもので、全国の投票所数が減少傾向にあることは、過疎化による選挙人数の減少とあわせ、投票管理者の確保が難しくなっている現状がその要因の一つとして指摘されている中で、選任要件を緩和し、交代で事務を執行できるようにしたものでございます。それに伴い、報酬の額を職務時間に応じて案分して支払えるようにするものです。

なお、投票立会人につきましては、既に交代で事務を執行できることとなっておりますので、そこに今回、投票管理者を加えるものでございます。

議案件名簿の34ページにお戻りいただき、附則でございますが、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

大変雑駁な説明でございますが、議第61号 下田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小泉孝敬君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第61号議案は、総務文教委員会に付託します。

◎議第62号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（小泉孝敬君） 次は、日程により、議第62号 下田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

福祉事務所長。

○福祉事務所長（須田洋一君） それでは、議第62号 下田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明させていただきます。

お手数ですが、議案件名簿の35ページをお開き願います。

議案のかがみではございますが、この議案は、災害援護資金を借り受けている者の環境改善等を目的に、災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令が一部改正されたことに伴い、必要な改正を行うとともに、あわせて字句の修正等の条文整備を行うため、次ページ、36ページから37ページのとおり、一部改正をさせていただくものでございます。

提案理由は、災害弔慰金の支給等に関する法律等の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次の36ページをお開き願います。

それでは、条例の説明のほうをさせていただきます。

本条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に準拠し、自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給、同じく精神または身体に著しく障害を受けた市民に対する災害障害見舞金の支給、同じく被災した世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸し付けを行うことにより、市民の福祉と生活の安定に資することを目的としております。

なお、この法律の適用を受けますのは、災害救助法の対象となる比較的大規模な災害でございます。下田市で最後に適用となったのは、平成3年9月10日の伊豆半島南部集中豪雨でございます。

そして、今回改正いたしますのは、字句訂正による条文整備のほか、災害援護資金の貸し付け部分でございます。貸し付けの主な改正点は、保証人、利率、償還方法等になってございます。

それでは、条例改正関係等説明資料の67ページをお開き願います。

左のページは改正前、右のページは改正後で、アンダーラインを引いてある箇所が今回改正させていただくところであります。

なお、第1条から第13条に係る改正は、字句訂正等の条文整備でございます。

それでは、第1条中、改正前「同法施行令」を略さず「災害弔慰金の支給等に関する法律施行令」に、改正前「並びに自然災害」を「及び自然災害」に改めるのは、条文整備のため。

第2条第2号中「（以下「市」という。）」を削るのは、条文整備のため。

第3条中、改正前「市は、」を「市長は、」に改めるのは、条文整備のため。

68ページをお願いいたします。

第4条第1項第2号中、改正前イからホまでのイロハ順の見出し符号を五十音順のアからオに改めるのは、条文整備のためでございます。

以下、69ページの13条まで、条文整備のため、御覧のと通りの改正とさせていただくものであります。

では、飛ばさせていただきます。70ページをお願いいたします。

第14条でございます。第14条を次のとおり改正するものでございます。

第14条、災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

第2項、災害援護資金は、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、その利率を延滞の場合を除き年1パーセントとする。

第3項、第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担する

ものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。とするものでございます。

改正前の条例では、第14条で利率を、第15条で償還方法、償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金支払猶予の規定をするものでございましたが、今回、法律及び施行令の改正で、これまで災害援護資金の貸付利率は、据置期間経過後は延滞の場合を除き年3%と固定されておりましたが、これを改正により、当該利率を年3%以内で市町村が条例で定める率というふうに法律の改正がなされました。

また、改正前は、災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならぬとされておりましたが、保証人を立てることが困難な被災者の実情を鑑み、保証人を立てることを要しないとされました。

これを受け、今回条例改正では、第14条第1項にて「保証人を立てることができる。」と選択制とした上で、第2項で利率を、保証人を立てた場合は無利子、保証人を立てない場合は1%とすることにいたしました。

なお、第3項は、保証人を立てた際の保証人の連帯債務を規定するものでございます。

続きまして、第15条でございます。

第15条第1項で、償還方法として、改正前は「原則年賦償還〔又は半年賦償還〕」とされていたものを、施行令の第7条の改正により「原則」を削り、年賦、半年賦に月賦償還を追加し、第2項で条文整備として「貸付金」を「災害援護資金」に改正し、第3項を「償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条及び第9条の規定によるもの」と改正いたしますのは、法のほうの第13条の改正により、やむを得ない場合、償還金の支払いの猶予が認められ、同じく法第14条第1項の改正により「破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けた場合、償還未済額の全部又は一部の償還が免除」される要件が追加されたため、同じく法第16条の改正により「償還金の支払を猶予し、又は災害援護資金の償還未済額の全部若しくは一部の償還を免除するか否かを判断するために必要があると認めるときは、災害援護資金の貸付けを受けた者若しくはその保証人の収入又は資産の状況について報告を求め、又は官公署に対し必要な文書の閲覧等を求めることができる」とされたため、また、同法施行令第8条の規定は条ずれに対応するもの、同法施行令第9条の規定は条ずれに対応するもののほか、違約金の延滞元利金の率ですけれども、年10.75%だったものが年5%に改正されたものでございます。

お手数ですが、議案件名簿にお戻り願ひまして、37ページをお願いいたします。

附則でございます。

第1項、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

第2項、この条例による改正後の第14条及び第15条の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。とするものでございます。

以上、雑駁な説明ではございますが、議第62号 下田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小泉孝敬君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 災害弔慰金の返済や、あれが大変借りやすく、あるいは出しやすくなる改正だと思うんですけども、借りの額については、例えば、説明書の69ページで、うちが焼失したというような場合は350万円だと、上限がですね、こういうことになっていようかと思うんですけども、この上限が例えば500万とか、今、上げるべきだと議論もされているんだろうと思うんですが、この近在及び県下的にも、ここに書いてある金額そのものは、貸し付けの金額そのものは変えないという条例案になっていると思うんですけども、そこら辺は、災害が大変出てきているし、費用もかかっているの、引き上げるべきだという議論がされていると思いますが、下田市のこの条例は据え置くという金額になっているんじゃないかと思うんですが、県下の実態的にはどういう具合になっているのか、わかりましたら御説明いただきたいと思います。

○議長（小泉孝敬君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（須田洋一君） 金額についてでございます。

金額については、これは法律のほうで規定されているものでございますから、市町村独自というものについては、現在のところ考えていないということでございます。

今回の改正については、各市町村等の中で、やはり保証人、利率、その他についてはもう法で決まったものの改正でございますので、その辺についての改正を主にやっているのではないかとということで、調べた結果、そういうふうになっております。

○議長（小泉孝敬君） ほかに質疑はありませんか。

2番 中村 敦君。

○2番（中村 敦君） 災害弔慰金ですけれども、この災害、国で認定するような大規模災害、いわゆる激甚災害というんでしょうか、に認定されないと出ないと。だけど、仮に今回の台風ですね、当局の適切な警報の発令もあって、人的被害は最小限だったと思うんですが、今回でもそういう、例えば家主が、家主というか、主が重大な障害を負ったり、お亡くなりになったりということもあり得なくはなかったと思うんですが、ただ、災害の規模によって認定されるかされないかで出たり出なかったりすると。だけど、例えば被害に遭われた家にとっては、災害の規模がどうであれ、自分のところの被害は同じなわけですから、それによって非常に不公平感が出ると思うんですけれども、例えば国が激甚災害に指定しなくても、市のほうでこれはもう自然災害であるというふうに認定して、支給してあげる、貸し付けてあげるというようなことは考えられないんでしょうか。

○議長（小泉孝敬君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（須田洋一君） それでは、この条例に適用する以外のいろんな支援ということになるかと思えます。

下田市でも、これのほかに、災害の例えば見舞金の支給の要綱、それから、それとは別に災害復興資金の貸付け条例というものがございます。また、そういったものも御利用になっていただき、また、国や県についても、特に県にはこれ以外の、県の条例による単独の、何というんですか、支援策等もありますので、そういったものも含めて、何かあれば福祉事務所のほうに相談していただければというふうに思います。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第62号議案は、総務文教委員会に付託します。

ここで休憩をいたします。

11時20分まで休憩といたします。

午前11時 8分休憩

午前11時20分再開

○議長（小泉孝敬君） 休憩を閉じ会議を再開します。

福祉事務所長。

○福祉事務所長（須田洋一君） 申しわけありません。先ほど、沢登議員の御質問に対し、私、答弁したわけなんですけれども、その中で、災害援護資金の貸し付けについては、条例で定めるところにより、その世帯について行われるということで、ある意味、条例に委ねられているというところでございます。その上で、施行令の第5条の中で、同一の世帯に属する者等のいろいろなものによって限度額や償還が決められているというところでございます。

例えば、今回で言えば、限度額、最大で350万というようなものとなっております。こういったものについては条例で委ねられているということでございまして、今回はそこについては、特に金額の増というようなことはしないというところでございます。

以上です。

◎議第63号～議第71号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（小泉孝敬君） 次は、日程により、議第63号 令和元年度下田市一般会計補正予算（第~~3~~4号）、議第64号 令和元年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）、議第65号 令和元年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第2号）、議第66号 令和元年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議第67号 令和元年度下田市介護保険特別会計補正予算（第2号）、議第68号 令和元年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議第69号 令和元年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議第70号 令和元年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）、議第71号 令和元年度下田市下水道事業会計補正予算（第2号）、以上9件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（日吉由起美君） 議第63号 令和元年度下田市一般会計補正予算（第~~3~~4号）から、議第69号 令和元年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）まで一括して御説明申し上げます。

浅黄色の補正予算書と補正予算の概要の御用意をお願いいたします。

初めに、議第63号 令和元年度下田市一般会計補正予算（第~~3~~4号）について御説明申し上げます。

9月の補正予算につきましては、その編成方針を、厳しい財政状況の中、当初予算後の状

況の変化により、歳出につきましては、必要となった義務的事業に限ったものとする定め、予算要求の指示をしたところであり、査定もこの方針により行ったものでございます。

その内容につきましては、歳入では、平成30年度決算に基づく繰越金の増額、普通交付税交付額の確定による増額、特別会計からの繰入金の前払金の精算に伴う増額などの一般財源と、幼児教育・保育の無償化による歳入の調整、また、事業費の変更に伴う特定財源等の増減を計上し、歳出では、防災・安全対策の推進、都市計画マスタープランの推進、生活保護費の増、公共施設等の維持管理、国県負担金の精算、人事異動に伴う人件費の調整など、市民サービス向上と財政の健全化を目指し、予算を編成したものでございます。

また、先ほど議長から御報告がございましたが、補正予算書に関しましては、9月13日に追加議案として提出の令和元年度下田市一般会計補正予算（第4号）を先に可決いただきましたことから、補正号数に変更となり、議第63号を第4号として説明をさせていただきます。補正前の額及び計欄につきましては、見え消しにて表示させていただいております。

補正予算書の1ページをお開きください。

令和元年度下田市の一般会計補正予算（第4号）は次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億6,849万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ122億4,502万9,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるというもので、予算書の2ページから7ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、後ほど補正予算の概要により御説明申し上げます。

第2条、債務負担行為の補正について、第1項債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正 1追加」による。及び第2項は、債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為 2変更」によるというもので、補正予算書の8ページ、9ページをお開きください。

債務負担行為の追加は2件で、1件目の事項は、地場産材伐採・加工業務委託料で、期間は令和元年度より令和2年度まで、限度額は、事業予定額2,877万4,000円の範囲内で地場産材伐採・加工業務を委託する旨の契約を令和元年度において締結し、令和元年度予算計上額906万4,000円を超える金額1,971万円について令和2年度において支払うもの、2件目の事項は、ごみ焼却施設長期包括業務委託料で、期間は令和元年度より令和7年度まで、限度額は、事業予定額8億8,000万円の範囲内でごみ焼却施設の長期包括業務を委託する旨の契約

を令和元年度において締結し、令和2年度以降において支払うものでございます。

債務負担行為の変更は2件で、いずれも契約に伴うもので、1件目は、デジタル同報系防災行政無線整備工事で、事業予定額14億円を11億円に変更し、令和元年度予算計上額5億円を3億6,000万円に変更し、超える金額9億円を7億4,000万円に変更し、令和2年度において支払うもの、2件目は、デジタル同報系防災行政無線整備工事監理業務委託料で、事業予定額3,194万7,000円を2,420万円に変更し、令和元年度予算計上額1,188万3,000円を900万円に変更し、超える金額2,006万4,000円を1,520万円に変更し、令和2年度において支払うものでございます。

1ページにお戻りいただき、第3条、地方債の補正で、地方債の追加は、「第3表 地方債補正 1追加」による。及び第2項地方債の変更は、「第3表 地方債補正 2変更」によるということで、補正予算書の10ページ、11ページをお開きください。

地方債の追加は2件でございます。1件目は、起債の目的、田牛漁港小規模局部改良事業、限度額660万円につきましては、田牛漁港田牛港線落石防護柵設置工事に対し、緊急自然災害防止対策事業債を発行するもので、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。2件目は、起債の目的、県営街路整備事業、限度額560万円につきましては、県営街路事業負担金に対し、地方道路等整備事業債を発行するもので、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

続いて、地方債の変更は4件でございます。1件目、起債の目的、デジタル同報系防災行政無線整備事業につきましては、契約金額の決定に伴い予算を減額するもので、緊急防災・減災事業債を活用し、限度額4億9,180万円を限度額3億4,900万円に変更するもの、2件目、起債の目的、市営住宅改修事業につきましては、事業費の減により、限度額470万円を限度額330万円に変更するもの、3件目、起債の目的、過疎対策事業債につきましては、充当事業の補助金額の変更及び事業費の増減により、限度額3億2,680万円を限度額3億1,870万円に変更するもの、4件目は、臨時財政対策債で、発行可能額が確定したため、限度額3億円を限度額2億9,910万円に変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

それでは、補正予算の内容について御説明申し上げますので、補正予算の概要2ページ、3ページをお開きください。

歳入でございますが、統合政策課関係、20款5項5目19節雑入24万5,000円の増額は、後期高齢者医療広域連合派遣職員給与受入金の増、地域公共交通会議負担金受入金の増、公益

的法人等派遣人件費負担金の減でございます。

総務課関係、9款1項1目1節地方特例交付金909万1,000円の減額で、減収補てん特例交付金2,000万円の減額は、個人住民税、自動車税、軽自動車税のそれぞれの減収補てん特例交付金の確定によるもので、また、新たに2項1目1節子ども・子育て支援臨時交付金は、幼児教育・保育の無償化に対する臨時交付金で、本年度限りの交付金でございます。10款1項1目1節普通交付税2億9,217万5,000円の増及び15款3項5目1節県費・権限移譲事務交付金28万3,000円の減につきましても、交付確定によるもの、17款1項1目1節一般寄附金1,000万円の増額は、滝野川自動車株式会社観音温泉様から下田市の振興のため御寄附をいただいたもの、19款1項1目1節繰越金4億2,555万5,000円の増額は、前年度繰越金の確定によるもの、21款1項1目2節防災対策債1億4,280万円の減額は、デジタル同報系防災行政無線整備事業の減、同2目2節水産業債660万円の増額は、田牛漁港小規模局部改良事業の追加、同3目2節都市計画債560万円の増額は、県営街路整備事業の増、同4目1節公営住宅債140万円の減額は、市営住宅改修事業の減。

4ページ、5ページをお開きください。

同5目1節過疎対策事業債810万円の減額は、都市再生整備計画事業及び県営下田港湾負担金の事業費の変更に伴う減額、同7目1節臨時財政対策債90万円の減額は、臨時財政対策債の発行可能額の確定によるものでございます。

選挙管理委員会関係、15款3項1目3節県費・選挙費委託金837万円の減は、静岡県議会選挙が無投票になったことによる委託金の減でございます。

防災安全課関係、15款2項1目4節県費・緊急地震・津波対策等交付金212万5,000円の増額は、防災対策総務事務及び災害医療体制強化推進事業の財源として同交付金を受け入れるもの、20款5項4目2節一部事務組合過年度収入678万4,000円の増額は、下田地区消防組合負担金の前年度精算分、同5目19節雑入53万3,000円の減額は、都市自治振興協会防災対策事業交付金が交付要綱の改正により1市当たり200万円から100万円とされたため減となりましたが、新たに消防団の装備品に対し、消防団員等公務災害補償等共済基金から助成を受けるものでございます。

福祉事務所関係、14款1項1目4節国庫・児童福祉費負担金135万円の増額は、母子生活支援施設等措置費の増、同5節国庫・生活保護費等負担金7,417万8,000円の増額は、医療扶助費の増、同2項2目2節国庫・児童福祉費補助金39万6,000円の増額は、マイナンバー情報連携体制整備事業費補助金として児童扶養手当システムの改修に対するもの、15款1項1

目3節県費・児童福祉費負担金67万5,000円の増額は、母子生活支援施設等措置費の増、20款5項4目1節民生費過年度収入369万3,000円の増額は、前年度国県負担金等の精算に伴う民生費過年度収入でございます。

市民保健課関係、14款1項1目7節国庫・低所得者保険料軽減負担金5万1,000円の増額は、前年度の精算によるもの、15款2項3目1節県費・保健衛生費補助金44万1,000円の減額は、小児救急医療施設運営事業費の減によるもの、18款1項2目1節国民健康保険事業特別会計繰入金824万7,000円の増額は、国民健康保険事業特別会計繰入金の事務費等及び出産育児一時金の前年度精算分、同3目1節介護保険特別会計繰入金3,934万2,000円の増額は、ページをめくっていただき、介護保険特別会計繰入金の前年度精算分、同4目1節後期高齢者医療特別会計繰入金355万円の増額も、前年度精算分、20款5項4目3節広域連合過年度収入3,601万円の増額は、静岡県後期高齢者医療広域連合負担金の前年度精算分でございます。

環境対策課関係、20款5項4目2節一部事務組合過年度収入181万9,000円の増額は、南豆衛生プラント組合負担金の前年度精算分でございます。

産業振興課関係、15款2項4目1節県費・農業費補助金2万1,000円の増額は、多面的機能支払交付金事業の対象となる活動に対する補助金、同2節県費・林業費補助金978万7,000円の増額は、しずおか林業再生プロジェクト推進事業は、内示額の減少に伴うもの、森林環境保全直接支払事業403万2,000円は、須原地区市営分収林で実施する地場産材伐採・加工業務のうち間伐等に対するもの、次世代林業基盤づくり交付金事業費補助金800万円は、高性能林業機械等の整備に対する県補助金、同3節県費・水産業費補助金440万円の増額は、漁港小規模局部改良事業で、田牛漁港田牛港線落石防護柵設置工事に対する補助金。

建設課関係、12款1項1目1節住宅費分担金45万円の減額は、急傾斜地崩壊対策事業の採択による分担金の変更によるもの、14款2項5目1節国庫・社会資本整備総合交付金329万9,000円の増額は、国の内示によるもので、都市再生整備計画事業は合わせて626万円の増、公営住宅等ストック総合改善事業は296万1,000円の減でございます。

学校教育課関係は、10月から始まる幼児教育・保育の無償化に伴う歳入の補正で、12款2項1目2節児童福祉費負担金は、ページをめくっていただき、公立保育所、民間保育所及び認定こども園利用者負担金、あわせて同3目1節教育費負担金は、公立幼稚園利用者負担金の減額でございます。14款1項1目4節国庫・児童福祉費負担金747万円の増額は、子どものための教育・保育給付費負担金で、2号認定子どもの国基準の保育料金額における減額分

の2分の1が交付されるもの、同2項2目2節国庫・児童福祉費補助金20万円の増額は、子育てのための施設等利用給付費で、預かり保育、認可外保育施設等の保育を受けた場合の利用料に対し、2分の1が交付されるもの、15款1項1目3節県費・児童福祉費負担金383万5,000円の増額は、子どものための教育・保育給付費負担金及び子育てのための施設等利用給付費で、県から4分の1交付されるもの、20款5項5目15節学校等給食費61万9,000円の増額は、2号認定子どもに係る給食費を新たに徴収するものでございます。

生涯学習課関係、17款1項7目1節教育費寄附金生涯学習課分30万円の増額は、下岡蓮杖を顕彰する会様からの寄附金でございます。

10ページ、11ページをお開きください。

歳出でございますが、議会事務局関係、1款1項1目0001議会事務18万7,000円の減額は、職員人件費の減、研修旅費の増でございます。

統合政策課関係、2款1項1目0100総務関係人件費73万9,000円の減額は、職員及び特別職の人件費等の減及び時間外勤務手当、臨時雇賃金の増、同2目0112職員研修事業26万2,000円の増額は、先進地視察に係る普通旅費及び通行料、同8目0240地域振興事業234万3,000円の増額は、職員人件費、時間外勤務手当、公衆無線LAN利用料の増、同5項1目0650統計調査総務事務8万4,000円の増額は、職員人件費でございます。

総務課関係、2款1項3目0140行政管理総務事務31万7,000円の減額は、職員人件費の減及び車両関係経費は、公務用共用自転車2台に係る経費、同4目0141例規関係事務842万8,000円の増額は、職員人件費、同6目0210財産管理事務130万円の増額は、旧淡交荘跡地ブロック塀改修工事を行うもの、同7目0142庁舎管理事業35万円は、修繕料、同10目0300財政管理事務143万6,000円の増額は、職員人件費の減及び時間外勤務手当、固定資産台帳更新業務委託の増、同13目0350工事検査事務244万9,000円の減額は、職員人件費、同16目0380財政調整基金3億3,800万円の増額は、地方財政法第7条の規定により、前年度決算剰余金分から財政調整基金へ積み立てるもの、同17目0385減債基金1億4,000万円の増額は、減債基金に積み立てるもの、同9項1目0910電算処理総務事業242万7,000円の減額は、職員人件費の減、及び印鑑登録旧姓併記対応業務委託及びCSバージョンアップ業務委託は、改修を行うもの、同0920ネットワーク推進事業177万円の増額は、マザーボードの交換について消耗品費から修繕料に振り替えるもの、及び庁内LAN用パソコン購入は、令和2年1月にサポートが終了するウィンドウズ7の搭載されたパソコン7台の買い替えを行うもの、11款1項1目7700起債元金償還事務77万4,000円の増額は、平成20年度借入分の利率見直しに伴う長期

債元金の増、同 2 目 7710 起債利子償還事務 2,174 万 2,000 円の減額は、平成 20 年度借入分の利子軽減及び平成 30 年度発行債の利率の確定によるもの、12 款 1 項 1 目 予備費 7,326 万 5,000 円の増額は、歳入歳出調整額。

選挙管理委員会関係、2 款 4 項 1 目 0550 選挙管理委員会事務 14 万 6,000 円の増額は、職員人件費。

12 ページ、13 ページをお開きください。

2 款 4 項 3 目 0575 静岡県議会議員選挙事務 837 万円の減額及び同 4 目 0576 下田市議会議員選挙事務 278 万 4,000 円の減額は、選挙執行に伴う不用額でございます。

出納室関係、2 款 1 項 11 目 0320 会計管理事務 19 万 6,000 円の減額は、職員人件費。

税務課関係、2 款 2 項 1 目 0450 税務総務事務 5 万 4,000 円の減額は、職員人件費。

防災安全課関係、2 款 7 項 1 目 0750 交通安全対策事業 13 万 8,000 円の増額は、運転経歴証明書交付手数料補助金の増、同 8 項 1 目 0860 防災対策総務事務 916 万 4,000 円の増額は、職員人件費、時間外勤務手当の増、防災用備品 345 万 7,000 円は、防災用パソコン購入 4 台及び防災倉庫購入、同 0865 防災施設等整備事業 1 億 4,288 万 3,000 円の減額は、デジタル同報系防災行政無線整備工事監理業務委託（新規）及びデジタル同報系防災行政無線整備工事（新規）の契約に伴うもの、8 款 1 項 2 目 5810 消防団活動推進事業 209 万 1,000 円の増額は、職員人件費、時間外勤務手当ほか、同 3 目 5860 消防施設等整備事業 36 万 4,000 円の増は、2 か所の半鐘塔解体工事でございます。

監査委員事務局関係、2 款 6 項 1 目 0700 監査委員事務 12 万 9,000 円の増額は、職員人件費。

福祉事務所関係、3 款 1 項 1 目 1000 社会福祉総務事務 468 万 8,000 円の減額は、職員人件費ほか、同 2 目 1051 特別障害者手当等支給事務 2 万円の増額は、国庫返還金。

14 ページ、15 ページをお開きください。

同 1052 在宅身体障害者（児）援護事業 184 万 6,000 円の増額は、国・県返還金、同 5 目 1120 障害福祉サービス事業 1,452 万 4,000 円の増額は、国・県返還金、同 3 項 1 目 1453 児童扶養手当支給事業 43 万 1,000 円の増額は、国庫返還金、同 7 目 1700 母子家庭等援護事業 274 万円の増額は、母子生活支援施設等措置費の増及び国・県返還金、同 4 項 1 目 1750 生活保護総務事務 9,202 万 6,000 円の増額は、職員人件費の増及び国庫返還金、同 1751 生活保護費支給事業 9,890 万 4,000 円の増額は、医療扶助費の増、同 1752 生活保護適正実施推進事業 7 万 7,000 円の増額は、国庫返還金、同 2 目 1761 生活困窮者自立支援事業 242 万 2,000 円の増額は、国庫返還金でございます。

市民保健課関係、2款3項1目0500戸籍住民基本台帳事務136万7,000円の増額は、職員人件費、時間外勤務手当、コンビニ交付本籍地通知作成業務委託は、下田市外に住所のある下田市本籍の方に対し、コンビニを利用して戸籍証明書等が取得できる旨の通知を行うもの、3款2項5目1410指定介護予防支援事業120万3,000円の減額及び同6項1目1850国民年金事務62万2,000円の減額は、職員人件費、同7項1目1901国民健康保険会計繰出金319万5,000円の減額及び同8項1目1950介護保険会計繰出金358万2,000円の減額は、各特別会計繰出金の減、同9項1目1960後期高齢者医療事業104万1,000円の増額は、職員人件費の減、時間外勤務手当の増、前年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金返還金、同1965後期高齢者医療会計繰出金38万9,000円の減額は、後期高齢者医療特別会計繰出金、4款1項1目2000保健衛生総務費347万8,000円の減額は、職員人件費、同4目2061第2次救急医療事業66万1,000円の減額は、小児救急に対する補助金の減、同5目2080一部事務組合下田メディカルセンター負担事務459万8,000円の増は、普通交付税の確定による負担金の増、同7目2070災害医療体制強化推進事業332万円の増額は、災害用備蓄品、救護所用備品購入ほか、同2項1目2150健康増進事業73万2,000円の増額は、特定保健指導報償費、及び庁用備品は、血圧計の購入でございます。

環境対策課関係、4款3項1目2250清掃総務事務26万5,000円の減額は、職員人件費、時間外勤務手当等。

16ページ、17ページをお開きください。

同2目2260ごみ処理手数料事務1万6,000円の増額は、郵便料、同2261生ごみ減量・資源化推進事業2万円の増額は、家庭用生ごみ処理機器購入費補助金、同3目2280ごみ収集事務142万円の増額は、補正内容等記載のとおり、同4目2300焼却場管理事務5,034万3,000円の増額は、職員人件費ほか記載のとおりで、修繕料は、1号ガス冷却室上部修繕、吸塵器修繕ほか、同5目2380環境対策事務22万4,000円の増額は、普通旅費ほか、同2381環境衛生事業38万3,000円の増額は、消耗品費、猫不妊去勢手術費補助金、同4項1目2410水道事業会計繰出金9万6,000円の増額は、職員児童手当分負担金でございます。

産業振興課関係、5款1項1目3000農業委員会事務17万6,000円の減額及び同2目3050農業総務事務141万1,000円の減額は、職員人件費、同3目3100農業振興事業17万9,000円の増額は、全国農業担い手サミット静岡大会賀茂地域運営委員会負担金、多面的機能支払交付金、同4目3200農用施設維持管理事業107万5,000円の増額は、修繕料ほか、同2項1目3350林業振興事業800万円の増額は、次世代林業基盤づくり交付金事業費補助金は、高性能林業機械

等の整備に対する補助金を交付するもの、同3351林道維持管理事業242万5,000円の増額は、修繕料、同2目3400市営分収林事業936万9,000円の増額は、市営分収林整備業務委託及び地場産材伐採・加工業務委託（新規）は、須原地区市営分収林整備・分収業務を実施するとともに、新庁舎において地元産材を活用するため、加工業務を行うもの、同4項2目3750漁港管理事業149万2,000円の増額及び同3目3805下田地区漁港機能保全整備事業82万3,000円の減額は、職員人件費、同4目3807漁港小規模局部改良事業1,110万円の追加は、田牛漁港田牛港線落石防護柵設置工事を行うもの、6款1項1目4000商工総務事務809万5,000円の減額は、職員人件費でございます。

観光交流課関係、6款2項1目4200観光まちづくり総務事務549万2,000円の増額は、職員人件費、同3目4350観光施設管理総務事務1,191万5,000円の増額は、観光施設の修繕料、雁島吊橋改修工事、同4353多々戸温水シャワー施設管理運営事業65万円の増額は、修繕料。

18ページ、19ページをお開きください。

同4目4380外ヶ岡交流館管理運営事業70万2,000円の増額は、修繕料及びEV充電器保管庫購入でございます。

建設課関係、7款1項1目4500土木総務事務409万7,000円の減額は、職員人件費、同2項1目4550道路維持事業3,100万円の増額は、修繕料、市道維持補修工事、同2目4570交通安全施設整備事業100万円の増額は、修繕料、同3目4605県単道路整備事業負担事務9万3,000円の増額は、静岡県道路利用者会議負担金、同3項1目4800河川維持事業700万円の増額は、修繕料、河川維持補修工事、同2目4900排水路維持事業300万円の増額は、修繕料、排水路維持補修工事、同5100港湾総務事務6万円の増額は、下田港港湾対策協議会委員報酬、同4項1目5101県営港湾事業負担事務1,017万円の増額は、事業費の増によるもの、同5項1目5150都市計画総務事務32万4,000円の減額は、職員人件費、同5151都市計画マスタープラン推進事業797万8,000円の増額は、市道大川端通線周辺整備基本計画策定業務委託、天神公園整備工事、旧下田町地区駐車場整備工事ほか記載のとおり、同2目5180伊豆縦貫道建設促進事業458万5,000円の減額は、職員人件費及び下田市都市計画原案策定業務委託、同3目5200県営街路事業負担事務627万8,000円の増額は、下田港横枕線街路事業負担金、同4目5250都市公園維持管理事業250万円の増額は、下田公園園路修繕工事及び敷根公園屋内温水プール給水ポンプ修繕工事、同7項1目5600市営住宅維持管理事業700万円の減額は、国庫補助基準額の減少による事業費の減、同3目5630急傾斜地対策事業110万円の増額は、事業費の確定による急傾斜地崩壊対策事業負担金の増でございます。

学校教育課関係、3款3項3目1550公立保育所管理運営事業91万7,000円の減額は、職員人件費、修繕料、下田保育所トイレ改修工事ほか、同4目1600民間保育所事業613万1,000円の増額は、民間保育所給食費補助金及び国・県返還金、同5目1670認定こども園管理運営事業263万円の増額は、職員人件費ほか、同8目1745地域子育て支援センター運営事業824万5,000円の減額は、職員人件費。

20ページ、21ページをお開きください。

同9目1749子ども・子育て支援事業40万円の増額は、施設等利用給付費、9款1項2目6010教育委員会事務局総務事務63万1,000円の増額は、職員人件費の減及び時間外勤務手当の増ほか、同2項1目6050小学校管理事業722万3,000円の増額は、修繕料、稲生沢小学校用地不動産鑑定業務ほか、同2目6090小学校教育振興事業256万1,000円の増額は、小学校教育用パソコンリース（長期継続）、同3目6080浜崎小学校東館改築事業7万1,000円の追加は、建築確認申請手数料、同3項1目6150中学校管理事業295万1,000円の増額は、修繕料ほか、同2目6191生徒援護事業43万8,000円の増額は、10月1日から静岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の施行に伴い、生徒の自転車の保険加入に対する補助をするもの、同3目6196中学校再編整備事業19万1,000円の増額は、仮設校舎の建築確認申請手数料、同4項1目6250幼稚園管理事業450万円の増額は、職員人件費ほかでございます。

生涯学習課関係、9款5項1目6350社会教育総務事務302万6,000円の減額は、職員人件費、同4目6500芸術文化振興事業45万5,000円の増額は、補正内容等記載のとおり、同6目6600図書館管理運営事業24万6,000円の減額は、職員人件費、修繕料、旧空調設備撤去工事、同7目6650市史編さん事業32万円の増額は、古文書調査報償費でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第63号 令和元年度下田市一般会計補正予算（第~~3~~4号）の説明を終わらせていただきます。

○議長（小泉孝敬君） 総務課長、説明の途中ですが、ここで休憩をしたいと思います。

午後1時まで休憩といたします。

午前11時58分休憩

午後 1時 0分再開

○議長（小泉孝敬君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、説明を続けます。

総務課長。

○総務課長（日吉由起美君）　続きまして、議第64号　平成元年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

補正予算書の69ページをお開きください。

令和元年度下田市の稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ117万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ537万2,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表　歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の70ページから73ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、補正予算の概要により御説明申し上げます。

補正予算の概要22ページ、23ページをお開きください。

歳入でございますが、3款1項1目1節繰越金は117万2,000円の増額で、前年度繰越金の確定に伴うものでございます。

歳出でございますが、4款1項1目8030稲梓財産区基金積立金108万円の増額は、前年度繰越金の一部を財政調整基金に積み立てるもの、6款1項1目予備費9万2,000円の増額は、歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第64号　令和元年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第65号　令和元年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

補正予算書の85ページをお開きください。

令和元年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ188万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ993万4,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表　歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の86ページから89ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、補正の概要により御説明申し上げます。

補正予算の概要24ページ、25ページをお開きください。

歳入でございますが、2款1項1目1節繰越金188万8,000円の増額は、前年度繰越金の確定に伴うものでございます。

歳出でございますが、4款1項1目予備費188万8,000円の増額は、歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第65号 令和元年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第66号 令和元年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

補正予算書の101ページをお開きください。

令和元年度下田市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,126万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億5,577万6,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の102ページから105ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、補正予算の概要により御説明申し上げます。

補正予算の概要26ページ、27ページをお開きください。

歳入でございますが、6款1項1目2節事務費等繰入金319万5,000円の減額は、同繰入金（人件費分）、6款2項1目1節国民健康保険事業基金繰入金1,000万円の増額は、基金繰入金、7款1項1目1節繰越金4,445万8,000円の増額は、前年度繰越金の確定でございます。

歳出でございますが、1款1項1目8300国民健康保険総務事務297万円の減額は、職員人件費、同2項1目8321国民健康保険徴収事務22万5,000円の減額は、職員人件費、6款1項1目8490国民健康保険事業基金3,400万円の増額は、前年度繰越金の一部を国民健康保険事業基金積立金に積み立てるもの、8款1項1目8510一般被保険者保険税還付事務64万7,000円の増額は、一般被保険者保険税還付金の増、8款1項3目8530国民健康保険償還金事務1,360万9,000円の増額は、前年度保険給付費等交付金返還金、同2項1目8560国民健康保険一般会計繰出金824万7,000円の増額は、前年度出産育児一時金及び事務費に係る精算分、9款1項1目予備費204万5,000円の減額は、歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第66号 令和元年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第67号 令和元年度下田市介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

補正予算書の121ページをお開きください。

令和元年度下田市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,999万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億5,836万1,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、補正予算書の122ページから125ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、補正予算の概要により御説明を申し上げます。

補正予算の概要28ページ、29ページをお開きください。

歳入でございますが、3款2項3目1節国庫・地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）・現年度分42万9,000円の増額は、地域支援事業の財源、同2節国庫・地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）・過年度分58万3,000円の増額は、地域支援事業交付金過年度分、4款1項1目2節基金・介護給付費交付金・過年度分6,437万9,000円の増額及び同2目2節基金・地域支援事業支援交付金・過年度分93万5,000円の増額は、同交付金（過年度分）の精算によるもの、5款2項2目1節県費・地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）・現年度分21万4,000円の増額は、地域支援事業の財源、同2節県費・地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）・過年度分27万円の増額は、精算によるもの、8款1項3目1節地域支援事業交付金繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）・現年度分21万4,000円の増額は、地域支援事業の財源、同4目1節職員給与費等繰入金401万5,000円の減は、人事異動に伴う一般会計からの職員給与費等繰入金の減、同5目1節低所得者保険料軽減負担金繰入金21万9,000円の増は、精算によるもの、9款1項1目1節繰越金7,677万1,000円の増額は、前年度繰越金の確定に伴うものでございます。

30ページ、31ページをお開きください。

歳出でございますが、1款1項1目9200介護保険総務事務401万5,000円の減額から4款3

項3目9353包括的・継続的ケアマネジメント事業129万5,000円の増額までは、職員人件費、4款3項6目9361認知症施策推進事業4万8,000円の増は、認知症理解普及・啓発推進事業委託の増によるもの、5款1項1目9375介護給付費準備基金積立金6,865万円の増額は、前年度繰越金から介護給付費準備基金への積み立て、7款1項2目9396第1号被保険者保険料還付金202万8,000円の増額は、決算に伴う保険料還付金の増、7款1項3目9397介護保険償還金事務3,279万7,000円の増額は、国・県返還金、同2項1目9398介護保険一般会計繰出金3,934万2,000円の増額は、決算確定に伴い一般会計へ繰り出すもの、8款1項1目予備費8万3,000円の増額は、歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第67号 令和元年度下田市介護保険特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第68号 令和元年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

補正予算書の141ページをお開きください。

令和元年度下田市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ156万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,756万2,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の142ページから145ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、補正予算の概要により御説明申し上げます。

補正予算の概要32ページ、33ページをお開きください。

歳入でございますが、1款1項1目1節後期高齢者医療保険料・特別徴収保険料・現年度分172万円の減額及び同2目1節後期高齢者医療保険料・普通徴収保険料・現年度分149万4,000円の減額は、それぞれ本算定に基づく調定額の見込みによる減、3款1項1目1節事務費繰入金38万9,000円の減額は、一般会計からの職員人件費分の減、4款1項1目1節繰越金436万5,000円の増額は、前年度の決算確定によるものでございます。5款2項1目1節保険料還付金80万円の増額は、前年度の決算に伴う保険料還付金。

歳出でございますが、1款1項1目8700後期高齢者医療総務事務38万9,000円の減額は、職員人件費、2款1項1目8750後期高齢者医療広域連合納付金239万9,000円の減額は、本算

定に基づく見込みにより納付金が減額となるもの、3款1項1目8760保険料還付金80万円の増額は、前年度の決算に伴う保険料還付金の増、同2項1目8780他会計繰出金355万円の増額は、前年度の決算確定に伴い一般会計へ繰り出すものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第68号 令和元年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第69号 令和元年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

補正予算書の159ページをお開きください。

令和元年度下田市の集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ75万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,035万8,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の160ページから163ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、補正予算の概要により御説明申し上げます。

補正予算の概要34ページ、35ページをお開きください。

歳入でございますが、5款1項1目1節繰越金75万8,000円の増額は、前年度繰越金の確定によるものでございます。

歳出でございますが、3款1項2目9009起債利子償還事務19万3,000円の減額は、長期債利子の確定、4款1項1目予備費95万1,000円の増額は、歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議第69号 令和元年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

以上で、議第63号 令和元年度下田市一般会計補正予算（第~~3~~4号）から、議第69号 令和元年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）までの説明を終わらせていただきます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小泉孝敬君） 上下水道課長。

○上下水道課長（長谷川忠幸君） それでは、議第70号 令和元年度水道事業会計補正予算（第2号）、議第71号 令和元年度下水道事業会計補正予算（第2号）を一括して御説明申

上げます。

お手元の下田市公営企業会計補正予算書の御用意をお願いいたします。

まず初めに、議第70号 令和元年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）の内容でございますが、コンビニ収納件数増加に伴う予算の調整、平成30年度決算額確定による長期前受金戻入の減額、利息確定による企業債利息の減額、県費補助金決定による増額及び本年4月の定期人事異動に伴う人件費の調整等に対応した予算の編成を行ったところでございます。

補正予算書の1ページをお開きください。

第1条でございますが、令和元年度下田市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

第2条は、業務の予定量で、令和元年度下田市水道事業会計予算第2条を次のとおり補正するものとしまして、第4号の主要な建設改良事業として、改良工事費と第6次拡張事業費の合計3億7,424万円を3億7,432万3,000円に改めるものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出で、予算第3条を次のとおり補正するものとしまして、収入で、第1款水道事業収益を22万円増額し、6億9,033万3,000円とするもので、その内訳としまして、第1項営業収益を15万5,000円増額し、6億6,138万4,000円に、第2項営業外収益を6万5,000円増額し、2,894万8,000円とするものでございます。

支出で、第1款水道事業費用を441万2,000円減額し、6億4,850万4,000円とするもので、その内訳としまして、第1項営業費用を121万2,000円減額し、5億7,963万5,000円に、第2項営業外費用を320万減額し、5,986万9,000円とするものでございます。

第4条は、資本的収入及び支出で、予算第4条本文括弧書中「不足する額3億2,228万9,000円」を「不足する額3億2,325万円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,605万7,000円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,612万5,000円」に、「当年度分損益勘定留保資金2億4,123万3,000円」を「当年度分損益勘定留保資金2億4,124万円」に、「減債積立金5,499万9,000円」を「減債積立金5,588万5,000円」にそれぞれ改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入でございますが、第1款資本的収入を100万円増額し、2億6,680万3,000円とするもので、その内訳としまして、第4項県費補助金を100万円増額し、1,500万円とするものでございます。

支出でございますが、第1款資本的支出を196万1,000円増額し、5億9,005万3,000円とするもので、その内訳としまして、第1項建設改良費を98万3,000円増額し、3億7,820万

4,000円に、第3項その他資本的支出を97万8,000円追加し、97万8,000円とするものでございます。

第5条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、予算第9条を次のとおり補正するものとしまして、第1号は、職員給与費「8,458万円」を「8,299万円」に改めるものでございます。

次に、予算に関する説明でございます。

4ページ、5ページをお開きください。

令和元年度下田市水道事業会計予算実施計画書の収益的収入及び支出でございます。

収入で、第1款水道事業収益の22万円の増額は、1項営業収益、3目その他営業収益、下水道業務受託収入の増額、2項営業外収益、2目他会計繰入金、児童手当負担金の増額と平成30年度決算確定による3目長期前受金戻入の減額でございます。

支出で、1款水道事業費用を441万2,000円減額するもので、第1項営業費用121万2,000円の減額は、1目原水及び浄水費から5目総係費の人件費の増減、4目業務費、上下水道料金コンビニ収納代行業務費の増額等によるものでございます。2項営業外費用320万円の減額は、支払利息及び企業債取扱諸費の企業債借入利率の確定、2目消費税及び地方消費税の調整によるものでございます。

6ページ、7ページをお開きください。

資本的収入及び支出でございます。

1款資本的収入100万円の増額は、4項県費補助金の増額でございます。

資本的支出でございますが、1款資本的支出は196万1,000円増額するもので、内訳としまして、1目改良工事費98万3,000円の増額は、人件費の調整及び3目固定資産購入費90万円の追加、3項その他資本的支出97万8,000円の追加は、県費補助金の返還によるものでございます。

8ページ、9ページは、給与費明細書でございます。

10ページから12ページを御覧ください。

令和元年度下田市水道事業予定貸借対照表でございます。

補正第2号の予定額を増減したもので、10ページ末尾に記載してありますように、資産合計は65億3,835万円となるものでございます。

12ページ末尾に記載してありますように、負債資本合計は65億3,835万円となり、さきの資産合計と一致し、貸借対照表は符合しているものでございます。

13ページを御覧ください。

令和元年度下田市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

業務活動によるキャッシュ・フローが2億4,463万円、投資活動によるキャッシュ・フローがマイナス3億3,810万4,000円、財務活動によるキャッシュ・フローが4,092万9,000円となり、資金減少額がマイナス5,254万5,000円となるものでございます。

令和元年度資金期首残高3億526万5,000円から資金減少額を差し引きますと、資金期末残高が2億5,272万円となるものでございます。

以上、雑駁な説明ではございますが、議第70号 令和元年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第71号 令和元年度下田市下水道事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

補正予算（第2号）の内容でございますが、収益的収入におきまして、平成30年度決算確定による長期前受金戻入の増額、収益的支出及び資本的支出におきまして、維持管理に必要な修繕費の増額、平成30年度決算確定による減価償却費の増額、平成30年度借入企業債の利率確定による支払利息の減額、消費税及び地方消費税の減額、及び本年4月の定期人事異動に伴う人件費の調整等に対応した予算の編成を行ったところでございます。

補正予算書の27ページをお開きください。

第1条でございますが、令和元年度下田市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

第2条は、業務の予定量で、令和元年度下田市下水道事業会計予算第2条を次のとおり補正するものとしまして、第4号の主要な建設改良事業として、管渠整備事業費と処理場改良事業費の合計2億5,700万6,000円を2億5,609万9,000円に改めるものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出で、予算第3条を次のとおり補正するものとしまして、収入で、第1款下水道事業収益を52万2,000円増額し、9億2,458万8,000円とするもので、その内訳としまして、第2項営業外収益を52万2,000円増額し、7億5,888万6,000円とするものでございます。

支出で、第1款下水道事業費用を4万3,000円減額し、7億9,606万6,000円とするもので、その内訳としまして、第1項営業外費用を457万円増額し、7億567万3,000円、2項営業外費用を461万3,000円減額し、7,988万円とするものでございます。

第4条は、資本的収入及び支出で、予算第4条本文括弧書中「不足する額3億4,823万

1,000円」を「不足する額3億4,732万4,000円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,209万7,000円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,368万7,000円」に、「当年度分損益勘定留保資金2億2,790万6,000円」を「当年度分損益勘定留保資金2億2,815万2,000円」に、「利益剰余金予定処分額1億822万8,000円」を「利益剰余金予定処分額1億548万5,000円」にそれぞれ改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

支出でございますが、第1款資本的支出を90万7,000円減額し、6億8,612万7,000円とするもので、その内訳としまして、第1項建設改良費を90万7,000円減額し、2億5,659万9,000円とするものでございます。

第5条は、特例的収入及び支出で、予算第4条の2中「1,768万8,000円及び2,375万1,000円」を「2,261万5,000円及び2,624万9,000円」に改めるものでございます。

第6条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、予算第8条を次のとおり補正するものとしまして、第1号は、職員給与費「2,630万3,000円」を「2,506万6,000円」に改めるものでございます。

次に、30ページ、31ページをお開きください。

予算に関する説明でございます。

令和元年度下田市下水道事業会計予算実施計画書でございます。

収益的収入でございます。

1款下水道事業収益を52万2,000円増額するもので、内訳としまして、2項営業外収益52万2,000円の増額は、平成30年度決算確定による3目長期前受金戻入の増額でございます。

次に、支出でございます。

1款下水道事業費用を4万3,000円減額するもので、内訳としまして、1項営業費用457万円の増額は、2目処理場費は修繕費の増額、4目総係費は人件費の減額、5目減価償却費の増額、2項営業外費用461万3,000円の減額は、1目支払利息及び企業債取扱諸費、企業債利息及び2目消費税及び地方消費税の減額でございます。

32ページ、33ページをお開きください。

資本的支出でございます。

1款資本的支出を90万7,000円減額するもので、内訳としまして、1項建設改良費90万7,000円の減額は、1目管渠整備事業費及び2目処理業改良事業費、人件費の減額でございます。

34、35ページは、給与費明細書でございます。

36ページから38ページを御覧ください。

令和元年度下田市下水道事業開始貸借対照表でございます。

平成30年度決算確定によりまして作成したものでございます。

36ページ末尾に記載してありますように、資産合計は118億2,315万円となるものでございます。

38ページ末尾に記載してありますように、負債資本合計は118億2,315万円となり、さきの資産合計と一致し、貸借対照表は符合しているものでございます。

令和元年度下田市下水道事業予定貸借対照表でございます。

39ページから41ページを御覧ください。

補正第2号の予定額を増減したもので、39ページ末尾に記載してありますように、資産合計は115億8,424万円となるものでございます。

41ページ末尾に記載してありますように、負債資本合計は115億8,424万円となり、さきの資産合計と一致し、貸借対照表は符合しているものでございます。

42ページを御覧ください。

令和元年度下田市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

業務活動によるキャッシュ・フローが3億2,849万1,000円、投資活動によるキャッシュ・フローがマイナス1億4,097万1,000円、財務活動によるキャッシュ・フローがマイナス1億9,266万5,000円となり、資金減少額が514万5,000円となるものでございます。

令和元年度資金期首残高4,745万3,000円から資金減少額を差し引きますと、資金期末残高が4,230万8,000円となるものでございます。

以上、雑駁な説明ではございますが、議第70号 令和元年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）、議第71号 令和元年度下田市下水道事業会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小泉孝敬君） 議第63号から議第71号までについて、当局の説明は終わりました。

これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、議第63号 令和元年度下田市一般会計補正予算（第~~2~~4号）に対する質疑を許します。

7番 滝内久生君。

○7番（滝内久生君） 補正予算の概要のほうの16、17ページの5款2項1目3350林業振興事

業ですけれども、次世代林業基盤づくり交付金事業補助金ということで、先ほど総務課長のさらっとの説明で機械購入というふうに聞きましたけれども、実際、中身はどういう内容で、この交付先はどこなのかお伺いします。

それから、同じページのその下のほうの4350観光施設管理総務事務の中の雁島の吊橋改修工事ですけれども、どの程度の改修になるのか御説明願います。

それから、概要の18、19ページですけれども、まず最初に、7款4項1目5101県営港湾事業負担事務ですけれども、1,000万ちょっと増額になっていますけれども、どこの部分の改修の内容なのか教えてください。

それから、その2段下、7款5項1目5151都市計画マスタープラン推進事業のうち、伊豆急下田駅周辺地区基本構想策定業務委託438万2,000円の減額とあります。これは当初予算が700万ぐらいだったかなというふうに記憶していますけれども、どのように内容を変更して半分以上の減額をしているのか、その辺を教えてください。

それから、その下の同じ事業ですけれども、旧下田町地区駐車場整備工事430万円の増額ですけれども、当初は3,000万円で予定していたと思うんですけれども、430万。これは公園の下の舗装工事に絡むことだと思うんですが、どういう内容なのか教えてください。

以上、それだけ。

○議長（小泉孝敬君） 産業振興課長。

○産業振興課長（樋口有二郎） では、私から3350の林業振興事業における次世代林業基盤づくり交付金事業費補助金の中身についてお話しさせていただきます。

こちら、木材の安定供給ですとか、高性能な林業機械を導入することによって、林業体さんの生産量の伸びですとか、そういったものを支援するといった内容の補助金となっております。

内容ですけれども、グラップルという機械、丸太をつかむやつですね、それを新しく導入するということで、いなくさ林業さんにて取り組む予定でございまして、こちらに対する補助という内容でございます。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 観光交流課長。

○観光交流課長（永井達彦君） 私のほうからは4350事業の雁島の吊橋改修工事841万5,000円についてでございます。

現在、腐食が激しくて、通行禁止となっております。その改修工事で、手すりのワイヤー

とか支柱の取り替えとか、床板等を直して、通行可能にしたいというふうに考えております。
以上です。

○議長（小泉孝敬君） 建設課長。

○建設課長（白井達哉君） まず、港湾の負担金ですけれども、外ヶ岡の物揚げ場の整備と稲生沢川の河口の浚渫、それと引き続き実施しております防錆工事と、もう一つは係留施設の概略設計というか、検討のための委託料に対する負担金でございます。

駅前広場のほうの基本構想ですけれども、こちらは設計額690万に対しまして、落札額が260万強ぐらいということで、純粋な入札差金によるものでございます。

駐車場整備の補正増額ですけれども、当初は昼間の駐車場利用に最低限の費用しか見ていなかったんですけれども、防犯上の面等もあり、必要最低限の夜間照明と配線等を考慮して増額するものでございます。

○議長（小泉孝敬君） 7番 滝内久生君。

○7番（滝内久生君） 次世代の林業の関係はわかりましたけれども、相手先がいなずさ林業さんということで若干安心しているんですが、過去、某団体で、補助金を受け取るにもかかわらず、市に何も断りがなく売っ払っちゃったという例がありまして、特にその業界団体だとすると気をつけろよと言おうかなと思ったんですけれども、安心しています。

それから、吊橋の改修ですけれども、従前どおり板をやって、手すりのワイヤーとか、ほとんどが変わっちゃうということでもいいのかなという確認です。

それから、公園の下の増える要素というのは照明器具だということなんですが、照明を付ける付けないの議論はあると思うんですが、いろんな検討で付けるということになったと思うんですけれども、周辺の方に、周辺、大した軒数はないんですが、明るくて寝られないという意見が出てくると困りますので、その辺はよく説明をしてください。相手方はわかっていると思いますけれども。

それから、公園の下が行政財産になったということで駐車場をやるんですが、管理条例の制定が必要だと思いますけれども、管理規則、管理条例、両方必要だと思うんですが、その辺はいつごろになるのかというのが1つと、それから、今、利活用の方針なんですけれども、いろんな団体があって、時期的にはあじさい祭の駐車場だったり、夏の間だと水族館さんに貸したり、神新汽船さんに貸したりというような、いろんな事情があります。そういうのを加味した中でどういう管理をしていくのかというその方針、そういうものはできているのか、まだ検討中なのか、その辺を教えてください。

○議長（小泉孝敬君） 観光交流課長。

○観光交流課長（永井達彦君） 吊橋の件は、大体その支柱をほとんど取替えるような形で、床板もほとんど替えるような感じで今考えているところです。

○議長（小泉孝敬君） 建設課長。

○建設課長（白井達哉君） 管理条例のほうですけれども、12月議会での上程を今考えて準備をしているところでございます。条例のほうには当然料金とかも載せるとなると、公共料金等審議会にもかけなければいけないですし、そういう準備を進めているところです。

利活用の方法についても、そういったことを考えながら条例を準備しているんですけども、現状、骨子案程度のものならございますので、近隣の方にはしっかり説明をして取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 7番、3回目。

○7番（滝内久生君） 公園の下ですけれども、実態として、何というの、管理を委託する場合も想定できるんじゃないかなということを考えています。管理条例をつくる段階にあっては委託もある程度考慮して、実際の運用からしたら委託もちょっと出てくるんじゃないかなという感じがしていますので、よりよい管理をするための方法としては一部管理委託も考えられますので、その辺、考慮、検討の材料としていただくかどうかだけお答えください。

それから、最後に、ちょっと、うちの委員会の案件なんですけれども、これ、全体のこと絡むことなもんでお聞きします。どちらかというとなら総務課長ね。

概要の16、17ページの環境衛生事業のところ、猫の不妊去勢手術代で36万。当初が36万で、また36万のつけてもらって、これ大変ありがたいことなんですけど、実際に、1頭2万円ぐらいだと思ってしまうんですけども、例えば最近、野良猫の何というの、苦情が大変多いもんで、たくさんつかまえて処理するとなった場合に、本来、基本的には、補助金、交付金については議会の議決を経てということが大前提だと自分は思っていますけれども、それを逸脱した件も過去ありましたので、確認させていただきます。

要望が多くあったときに、この避妊去勢の補助金、予備費を充当してでも対応するのかなのか。議会の議決前に対応するのかなのか。そういう考え方があるのかなのか、それだけ、すみません、お願いします。

○議長（小泉孝敬君） 建設課長。

○建設課長（白井達哉君） 駐車場のほうにつきましては、管理方法等、これから十分検討し

ていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（小泉孝敬君） 環境対策課長。

○環境対策課長（高野茂章君） 猫の不妊去勢の補助金なんですが、今回につきましてはまだ若干残っておりますが、現在あるときになかった場合には予備費充用もあろうかとは考えておるところです。その辺につきましては、まだちょっと総務課と打ち合わせはしてございません。

○議長（小泉孝敬君） ほかに。

よろしいですか。

9番 進士濱美君。

○9番（進士濱美君） 少し、2、3お願いいたします。

補正予算の概要のまず15ページです。この中に、これ福祉事務所のほうですね、災害医療体制強化推進事業、補正332万が出ておりますね。その内訳が、救護所のほうの備品の購入に268万6,000円と、あらかたこういう格好になっているんですが、これですね、最後、救護所の備蓄についてはなかなか後回しになってきた事情があると思うんですが、実は昨年、初めてこの備蓄品の予算がとれましたよね。同9月にやはり補正で出たのを覚えておるんですが、660万。今回も同じく補正で330万出ているんですが、もともとが救護所の予算見積もりというのは、当然設定の場所も決まっているわけですし、本予算のほうの中で本来ならばきちっと対応していくんだらうと思うんですが、最初の、去年も補正予算、今回も補正予算というところで、ちょっとこの辺は何か事情があるのかどうかということで、それで今回で合計1,000万になりますが、救護所の備蓄といたしましては、ほぼそれで足りていくのかどうかというのをちょっとお知らせください。

それから、17ページの分収林の件で、加工業務委託、新規としまして900万何がしかの補正予算が組まれておりまして、先ほどの説明の中では、新庁舎へ現地産の林業を使っていこうと。地産地消の建前から使っていこうという説明がちょっとございましたけれども、これはすごくいいなと思うんですよね。分量的にどれくらいのを予定しているのか、あるいは杉かヒノキなのか、ちょっとその辺の説明を教えてください。

それから、最後にもう1点、19ページ、横枕線につきまして、県営の街路事業負担事務、負担金627万8,000円の計上でございますが、これ県営街路事業は、実はあの辺でイノシシが出るほど真っ暗で、何とか県のほうにも街灯をつけて、1つ2つ付けてちょうだいというのは大分聞くんですが、その辺の事業内容については、これは入っているのでしょうか。それ

についての説明もお願いいたします。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 市民保健課長。

○市民保健課長（井上 均君） それでは、15ページの災害医療体制強化推進事業におけます救護所関係の備蓄品についてお答えさせていただきます。

昨年同様、補正対応というふうになりましたのが、歳入のほう、防災安全課のほうにあります地震・津波対策等減災交付金の対象になるからでございます。補助率が3分の1の募集があったということで、こちらを活用して導入しようというものでございます。

十分足りているのかといいますと、これでもまだ大変厳しいと思っています。

今回補正の主なものとしましては、結構細かいんですけども、災害用備蓄品については毛布関係、それから燃料については発電機用のガソリン、それから備品関係については発電機、テント、そのほかを計画してございます。

まだまだ足りませんので、補助のつく範囲のときに順次対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） 産業振興課長。

○産業振興課長（樋口有二君） では、私のほうから3400番事業、市営分収林事業の中の地場産材伐採・加工業務委託ということで計上させている部分についてのお話をさせていただきます。

こちら、木の種類で言いますと、ヒノキの森になっています。全てヒノキの森です。こちら、この中から約340立米を切り出して、うち新庁舎の議場ですとか2階の市民の待合室の天井につけられるルーバーですね、よく天井にある木の板のような内装に使う材ですけども、こういったものにうち120立米ぐらいを使う予定ということになってございます。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 建設課長。

○建設課長（白井達哉君） 県営街路事業負担金ですけども、こちらは、小学校の入り口から国道の交差点までにかけて、今、引き続き実施しています県道の拡幅工事に対する負担金でございます。今年度は用地と物件補償が主なものと伺っております。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 質疑の途中ですが、ここで10分間休憩をしたいと思います。

2時5分まで休憩します。

午後 1時55分休憩

午後 2時 5分再開

○議長（小泉孝敬君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を続けます。

ほかに質疑はありませんか。

13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 補正予算の概要の説明書のほうの17ページの2280事業、ごみの収集事務及び焼却管理事務、2300事業についてお尋ねをしたいと思います。

この明細の中に、ビン、ガラス分別処理業務委託はわずかというか、26万8,000円の増額になっておりますが、どうしてこれが増額しなければならないのか。

それから、不燃物の残渣処理業務が90万8,000円出ておりますが、これらの内容はどういうことかということをお尋ねをしたいと思います。

さらに、2300事業では約5,000万からの、4,951万8,000円の修繕費が出て、毎年5,000万近くの修繕費が補正等に出ているかと思うんですが、実態は変わりがあるのかと、どういうことかということと、それから、補正予算書の8ページに債務負担行為の追加が出ております。ごみ焼却施設長期包括業務委託料、今年契約して、来年から令和7年度まで8億8,000万からの契約を結びたいんだと、こういうことで、突然これらが出てきて、私もちょっとびっくりしているんですけども、どういうことで来年から令和7年まで包括委託をするんだと。包括委託をするとどういうことになるのかと。この修繕、施設はそのままでありますので、しかも、包括委託をするということになりますと、市内にはそういう業者があるのかと。外部業者を予定をするのかと、こういう疑問も出てこようかと思うんですが、どういう計画でこのようなことを考えられているのか。前もって明確に説明を受けているのかもしれませんけれども、僕自身は明確な記憶がないと。こういう具合にするという、これが最良の方法だというような計画を受けた記憶がありませんので、突然、来年からこのような長期契約をするんだというのはどうなのかなという具合に思いますので、詳しく御説明をいただきたいと思っております。

それから、この説明書のほうの18ページの都市計画マスタープランの推進事業、5151事業でございますが、これこそ推進プログラムで、旧町等は計画が5つも重なっていると、少し

整理したらどうかと、こういう指摘も受けている事業だろうと思うんです。伊豆急下田駅前周辺、伊豆急下田駅前周辺基本構想、大川端、天神公園と。天神公園はちょっと離れていますから別かもしれませんけれども、旧町地区駐車場工事と、こう出ているわけですけれども、これらの関連と、どういうことでこの周辺は438万も減額になり、大川端は500万からの費用が必要なのかということをお説明をいただきたいと思います。この計画の本質、本旨がどこにあるかというのがなかなか理解しがたいものですから、御説明をいただきたいと思うわけでありまして。

さらに、5180事業で下田市都市計画原案策定業務委託101万だと。縦貫道ごとに都市計画の計画を作り直し、何百万からの費用をかけるというような経過を踏んでいるのではないかなと思うんですけれども、どういうわけでここに時々こういうものが出てくるのかと。本当の意味での都市計画というのは1年や2年でくるくる変わるものじゃないというような認識を持っているものですから、よく意味がわからないんですけれども、どういうことかお尋ねをしたいと思います。

さらに、20ページの生涯学習課でございますが、図書館管理運営事業につきまして、21ページの備考を見ますと、旧空調設備の撤去工事が60万であります。撤去だけをすればいいのか、空調そのものはどのようになっているのか。施設も大変、図書館は古くなっているので、どうなのかなという疑問がありますので、お尋ねをしたいと思います。

そこに修繕費が15万ということですので、15万程度でどこのどういう修繕をされるのかということをお尋ねをしたいと思います。

古文書の調査ということで32万円ほど、こういう予算もなかなか見えないところの予算で、古文書の調査を32万円でやられるということでもありますので、これもあわせてどういうことかお尋ねをしたいと思います。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 環境対策課長。

○環境対策課長（高野茂章君） それでは、ビン、ガラス分別のほうの内容ですが、これ去年の補正のほうからできた項目ではありますが、今、瓶、ガラス、割れたもの、あと陶器類、昨年度の途中までは一括してリサイクルがきいたということでもございました。今、細かく、リサイクル業者のほうから陶器類と瓶・ガラス類を完全に分けてくれという話がございます。それに対しまして、混在しているのが今の現状でありまして、そこを今、シルバー人材センターのほうに分別の委託をしております、そのシルバー人材センターに対するお金のちょ

つと不足分を26万8,000円増額を年度末まで行いたいということで増額を要求させていただいたところでした。

不燃物残渣の処理の90万8,000円につきましては、その瓶・ガラスと陶器類の分別をした後に、また新たに、瓶の中の何というんですか、取れないもの、例えばマニキュアの瓶に中身のマニキュアが残っていたり、食料瓶の中のそういう食料品が固まって出てこないよと、それももうリサイクルは使えないよということで、それにつきまして不燃物残渣ということで別の処理。もうそれはリサイクルはきかないということで、その処理をしなきゃならなくなったということでございます。その分について、今回、90万8,000円の新たな補正を要求させていただいたところでございます。

修繕料の内訳ですが、これ今後予定されているのが、ガス冷却塔の上部の修繕、これケーシング及び外の鉄板の厚みがもうほとんどなくなって、穴があく寸前だということで、その分のお金が3,800万程度。あと、1号冷却水の配管の修繕が150万程度。あと、1号炉の吸塵装置のプッシャーベース。ごみをホッパーに入れて、炉に押し出すところのベースがもう磨耗しているということで、その修繕も550万程度。あと、小さいもろもろの修繕がありまして、4,900万の補正をお願いしているところでございます。

それで、債務負担の包括委託の8億8,000万ということですが、これにつきましては、7年間の債務負担をお願いしているところでございますが、内容としましては、今年度、プラントメーカー及びプラントの運転専門会社がありますので、メーカーアンケートをとりまして、運転管理、維持管理、修繕も含めた、そこをできる業者ということで探しておりまして、アンケートをとっております。

今年度につきましては、今から公募型のプロポーザルにおきまして、10月、来月ですね、公募をかけまして、業者提案をいろいろいただき、市内部の業者選定委員会におきまして第一優先交渉者を決定し、2月末頃までには契約者を決定したいなと思っております。今年度につきましては予算はかかりません。来年度につきましては、現業職員の2名の定年退職がございますので、その分の一部、半出しといいますか、一部委託ということになります。

令和3年度から包括委託ということで、修繕、運転、維持管理、点検、全てを委託するような計画で5年間。トータル、今年のお金はかからないですけれども、1か月間の準備教育期間を入れて7年間の債務負担という形をとらせていただきたいと思いますところでございます。

議員初めてという話ですが、今年度当初予算につきまして、じん芥処理場包括委託業務、

支援業務という形で委託料をもらっておりまして、そこで今、委託を進めておりまして、それに基づいて計画をしたところでございます。

以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） 建設課長。

○建設課長（白井達哉君） まず、伊豆急下田駅周辺地区基本構想策定業務委託の減額ですけれども、先ほどもちょっとお話しさせていただきましたが、入札差金によるものです。

大川端につきましては、その入札差金で減った分の、交付金事業ですので、来年度取り組む予定だったところを前倒しでやりたいと考えているものでございます。

すみません、事業の整理というのは、やめて少なくするというのではなく、目的は一つの中で、いろいろな事業を効率よく取り組んでいこうということですので、御理解いただきたいと思います。

都市計画原案策定業務の内容ですけれども、こちらは、一昨年、都市計画道路の見直しを行った際に、今の敷根1号線の敷根公園から国道の交差点までの区間を都市計画決定したものですけれども、今回、縦貫道のほうの敷根インターの設計が固まってきた関係で、その部分的な変更が必要となったため、その修正案を策定する業務でございます。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鈴木美鈴君） 図書館管理運営事業の15節の60万円の空調の撤去費用でございますが、これは、以前、空冷式の空調を使っていたんですけれども、それが屋上にまだ残骸が残っておりまして、そのままにしておくのは危険であるため撤去するものです。現在は空冷式のものでなく、普通の空調設備を使っております。

11節の修繕費の15万円ですけれども、経年劣化により屋上の防水加工に十数箇所、亀裂がありまして、その修繕を行うものです。平成11年度に2階視聴覚室の漏水によって、540万円の工事費で屋上の防水修繕工事を実施してはございますけれども、工事が20年経過して、屋上の防水加工にあちらこちら亀裂や浮きが生じて、建物の雨漏りがひどく、修繕が必要なことから、今年度は全面的な防水加工じゃなくて、応急処置であります。十数箇所ある亀裂の修繕に対応するものです。

次に、市史編さん事業の32万円の報償費の増額でございますが、現在進行中の「市史通史編 上」、考古・古代・中世・近世と図説年表の原稿執筆料の補正でございます。年表は平成32年度の刊行予定、「通史 上」は平成34年度の刊行予定でございます。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 焼却場につきましては、御案内のように施設が老朽化して、毎年々この修繕費が必要だと。そして、やはり長い訓練といいますか、そこに携わった職員がいるわけですが、その人たちが退職だからといって、その人たちを雇わずに民間委託していくんだと、こういうことになると、この修繕の関係はどうなるのかと。ますますプロとは、その人たちが、作り手かもしれませんが、その焼却施設に長い間携わったわけでもない。機械の癖や等々がわからないということになれば、より一層の修繕費がかかるというようなことが想定されるのではないかと思うわけです。

業者は、外部の業者が来るけれども、実際に働く人は今働いている人を採用するんですよ、こういうこともあるのかもしれませんが、やはりこの包括委託してしまえばいいんだと、こういうことは観光地下田の環境整備としては僕は十分検討していく必要があるんじゃないかと思うわけです。

確かに包括委託を委託料を出してやっていますというのは報告を受けていますけれども、その内容の詳しい吟味等は、それが最良の方法であるかどうか等の議論というのは、この議会でも議論していないんじゃないかと思うわけです。それを突然、今年契約して、来年から令和7年まで長期の包括委託をするんだと。そうしますと、具体的にどういう段取りで作業が進んでいくのかというようなことも含めてお尋ねをしたいと思うわけでありまして。そういうことが十分検討されているのかどうなのか。

それから、不燃物の残渣処理の業務委託ということではございますが、そういう瓶の中に残っているものということは今年出てきたわけじゃなくて、従来からそういう状態はあったかと思うんですが、従来はどうしたのかと。今年初めてこういう対応を、今年からですね、することになったのか、そこら辺もあわせてお尋ねをしたいと思います。

古文書の調査は是非とも、下田の歴史にかかわることですし、32万程度でいいのかなというように思いもしますし、修繕費も、本当に雨漏りがしないように進めていただきたいという具合に要望したいと思います。

○議長（小泉孝敬君） 環境対策課長。

○環境対策課長（高野茂章君） 包括委託の関係ですが、作り手、メーカーといえども、そのメーカーさんたちも、日本全国で運転、維持管理、補修、全部行っておりますので、そこについてもアンケートはとっておりますので、作り手が云々という話はなかろうかと思えます。

それで、あと、平成7年度以降、現業職員のほうは退職者不補充ということですのでずっと進んでおりまして、今、うちのほうも現業職員については平均年齢が55歳を超えております。その中で、やはり詳しい職員ももう少なくなっております。収集業務をやっていた人間は焼却についてはわかっておりませんので。やっぱりメーカーのほうの知識等、そういうものがありますので、今、うちのほうのベテラン職員につきましても、そういうメーカーに聞きながら維持管理を行っている面も多々ありますので、その辺は、一分一秒でも長くこの老朽化した焼却場を延ばすためにも、その辺の専門知識を持った民間の会社に委託するのがいいのかなと思っているところでございます。

段取りですけれども、先ほど言いましたけれども、これからの段取りということによろしいですよ。

内容ですが、庁内に業者選定委員会というのを設けてあります。その内容につきましても、公募条件で、審査基準で要求水準書、そういうのも全て作りまして、そこで判断しまして、内容についてそれで公募するという形になりますので、そこで、選定委員会で業者を決めていくということになります。

不燃物残渣の処理につきましては、以前からもそうだったんですが、リサイクルのほうが一層厳しくなってきたりまして、そっちの、瓶の中にそういうものが入っていると、もうリサイクルは使えないということで、全てそのまま埋め立て処分にしなきゃならないよということを知っております。そこで、リサイクルは使えないということで、今までリサイクルに委託していた業者が、その分についてはもうリサイクルできないということで、不燃物残渣の処理業者に別に委託するものでございます。

以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） 沢登英信君、3回目です。

○13番（沢登英信君） 要望しつつ伝えておきたいと思いますが、この下田市都市計画原案策定業務委託、101万円の委託料で作るんだと、委託するんだということですが、こういう基本的な計画は是非とも、委託するのではなくて、市の担当者が自らこの計画を作ると、こういう姿勢が私は必要ではないかと思うわけです。なかなか知恵が足りないのであれば、そういう専門の人を例えば囑託や等々で知恵を借りると。委託してしまうのではなくて、自らそういう計画は市の職員が作ると、こういう姿勢が必要ではないかと思っております。是非ともそういう方向を検討していただきたいということと、そうしますと、この清掃業務については、令和2年、あるいは令和3年になりますと、焼却施設は全部包括委託だと。収集もほぼ委託

だと。そうしますと、市の職員、市が担当する仕事は何が残るのかと。予算をつくることだけかと、こういうことになるかと思えますけれども、どのようなことをイメージしたらいいのかと。市の管理や市の責任というのはどこにどうあることになるのかという点について、わかる範囲でお答えいただきたいと思えます。

○議長（小泉孝敬君） 環境対策課長。

○環境対策課長（高野茂章君） 市の仕事として何が残るのかということなのですが、とりあえず一番残るのは環境保全に対する仕事、環境保全係の仕事は全て残ります。あと、リサイクル関係についても全て残ります。あくまでも焼却処分と収集の部分しか委託をしていないということで、リサイクル、潰す業務だとか、それをよそに搬出する業務、そういうものは全て残っておりますので、あと計量も全て残ります。

一番大事な灰を捨てる業務につきましても、市がそれは責任を持ってやらなきゃならないということで、灰を捨てる業務については委託はする予定はございません。

以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） ほかに質疑はありますか。

10番 橋本智洋君。

○10番（橋本智洋君） まず、0860事業の防災用備品、これ当初予算540万付いていて、今回345万7,000円付いています。これ、内容をまた教えてください。

それと、1751事業で生活保護費支給事業、医療扶助費、これ当初予算が3億6,960万ですか、付いていました。今回また9,890万ですか、付いております。これは恐らく生活保護の保険、国保の未加入の方がいらっしゃって、その医療費じゃないかなとは思いますが、その内容を教えていただきたいのと、また、保険の未加入に関してどのぐらいいらっしゃるのか、これを教えていただきたいなと思えます。

それともう一つ、5860事業で半鐘塔解体工事というのがあります。これ、半鐘塔は今、非常に劣化して、いろんなどころでもうほとんど使えないところがたくさん出ております。これ、どこなのか、ちょっと具体的に教えていただけたらと思えます。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 防災安全課長。

○防災安全課長（土屋 出君） まず、860番の防災の関係なんですけれども、敷根のサンワークの市町災害対策本部代替機能整備事業という県費補助3分の1をいただきまして、現在、防災本部にするところの机が足りませんので、その机を買いたい。その机をしまっておくと

ころがありませんので、あわせて防災倉庫についても3分の1を補助いただきまして買うということでもあります。

あと、もろもろにつきましては、ウィンドウズ7が2020年1月で使えなくなりますので、そのパソコンを買いたいということです。

大まかなものはそれです。

それから、消防の半鐘の壊す所ですけども、現在、加増野に2か所、老朽化して立っていますので、それを取り壊す費用でございます。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（須田洋一君） 私のほうからは、1751番事業、生活保護費支給事業の内容について御説明をさせていただきます。

今回増額をお願いするのは、医療扶助費9,890万4,000円についてでございます。

今年度、4月から7月の医療扶助費の合計が約1億5,600万円、月平均で見ますと約3,900万円ということになっております。この3,900万円を12か月で積算すると、年間の所要額が4億6,850万4,000円となりまして、当初予算額として見込んでおりました3億6,960万円との不足額が先ほどの9,890万4,000円ということになるわけでございます。

そして、先ほどの保険の未加入というお話をいただきました。もともと生活保護の中に健康保険という考え方がございまして、ごくごくまれな例外を除いては全員が保険に加入していないということになります。ですから、手術をしたとか長期入院になったとかというと、そのお金が大体ダイレクトにまたこの医療扶助のほうに入ってくるということでございます。

それで、じゃ、今回何でこのくらい、こんなになっちゃったのかといいますと、要因の一つは先ほど申し上げた保険に入っていないがための高額医療というところで、大体100万円以上の増額のケースが今年度もう15件という、これ7月までなんですけれども、15件ぐらいあるということで、昨年同時期が6件ということになっています。ちょっと昨年が低過ぎたというところはあるんですけれども、それにしても今年はちょっと多いということになってございます。

今回、3,900万を大体一月で見込んだら、このくらいの増額をお願いするという話になりました。これは7月まででございます。3分の1で12か月分を見るような計算をさせていただいたわけなんですけれども、実はその次の8月になりますと4,700万と、また800万ぐらい増えまして、でも、9月になると何か2,000万円台まで落ちるのではないかとということで今、

計算が出ています。この辺の乱高下の様子がちょっとわからないもので、私たちが苦慮するところでありませぬけれども、また随時対応して、そこに注視していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） ほかに。

1番 江田邦明君。

○1番（江田邦明君） 補正予算書の概要の10ページ、11ページ、統合政策課、0112事業、職員研修事業ということで、先進地の視察ということでお話を伺いました。議会も、当局がどういった方向性で今後の市を目指していくかということで、先進地の場所であったり、視察の内容、規模がわかれば教えていただきたいと思ひます。

○議長（小泉孝敬君） 統合政策課長。

○統合政策課長（平井孝一君） 研修につきましては、統合政策課のほうで各課に希望を募ったところがございます。そうしたら、今回の場合、要は庁舎建設に際しまして、機構改革プロジェクトというのがありますけれども、その中で文書管理等を含めまして、議員も行った沼田市のほうに行く予定となっております。

あと、生涯学習課のほうで図書建設を今考えているところなんですけれども、それに際しまして、石川県だとか愛知県、そちらのほうで今、何か所か回るプランを希望されまして、それに際して、今回、統合政策課のほうで全体的な職員研修の一環として予算を組まさせていただきますところでございます。

ちょっとすみません。以上です。

○議長（小泉孝敬君） よろしいですか。

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第63号議案は、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

なお、人件費については、総務文教委員会に付託します。

次に、議第64号 令和元年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第64号議案は、総務文教委員会に付託します。

次に、議第65号 令和元年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第2号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第65号議案は、産業厚生委員会に付託します。

次に、議第66号 令和元年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第66号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

なお、人件費については、総務文教委員会に付託します。

次に、議第67号 令和元年度下田市介護保険特別会計補正予算（第2号）に対する質疑を許します。

13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 1点だけ。概要のほうの31ページの9375事業の介護給付準備基金の積立金が6,865万円ということでございますが、1つはどうしてこういう金額になったのかということと、積立金がどのような形で使われる計画になるのか、そこら辺をあわせてお尋ねをしたいと思います。

○議長（小泉孝敬君） 市民保健課長。

○市民保健課長（井上 均君） 介護保険特別会計の経理におきましては、毎年度、決算にあわせて精算行為を行います。国、それから県、それから交付金、それから市のほうの繰入金などを全て精算いたしまして、残った金額につきましては、予備費に置かずに、全額を基金に積み立てるというふうな形で経営をしております。

よって、5款1項1目9375事業に6,865万円の基金積み立てというのが平成30年度の決算に基づいた残高というんですかね、基金を取り崩したり、1号保険料等を全部合わせた調整の分ということで御理解いただきたいと思います。

また決算でも御説明をいたしますけれども、当初、3年間での介護計画を作った中での数量に対しての比較等もしておりますので、その中でまた説明をさせていただきます。

それから、基金の残高でございますけれども、今回、6,865万1,000円を積み立て、令和元年の取り崩し、当初予算で2,000万を行っておりますので、令和元年度末では2億4,300万程度というふうに見込んでおります。

以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第67号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

なお、人件費については、総務文教委員会に付託します。

次に、議第68号 令和元年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第68号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

なお、人件費については、総務文教委員会に付託します。

次に、議第69号 令和元年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第69号議案は、産業厚生委員会に付託します。

次に、議第70号 令和元年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第70号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

なお、人件費については、総務文教委員会に付託します。

次に、議第71号 令和元年度下田市下水道事業会計補正予算（第2号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第71号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。
なお、人件費については、総務文教委員会に付託いたします。

○議長（小泉孝敬君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

これをもって散会します。

なお、今後の日程につきましては、明日18日から26日まで決算審査特別委員会の審査を、
27日及び30日に各常任委員会の審査をお願いし、10月1日本会議を午前10時から開催いた
しますので、御参集のほどよろしく申し上げます。

なお、21日から23日及び28日、29日は休会といたします。

御苦労さまでした。

午後 2時42分散会